

平成22年4月1日（総情デ第33号）
平成22年11月1日（総情デ第94号）
平成23年4月1日（総情デ第24号）
平成23年10月1日（総情デ第62号）
最終改正：平成24年4月1日（総情デ第38号）

無線システム普及支援事業費等補助金
（辺地共聴施設整備事業）
実施マニュアル

総務省情報流通行政局
デジタル放送受信推進室

平成24年4月

	ページ
第 I 章 総論	
1 無線システム普及支援事業費等補助金実施マニュアルの位置付け	3
2 補助事業の目的	3
3 用語の定義	3
4 補助事業の基本的考え方	
(1) 補助対象	5
(2) 事業の採択	5
(3) デジタル難視地域	6
5 施設整備の基本的考え方	
(1) 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様	7
(2) 有線共聴施設又は無線共聴施設の選択	7
(3) ケーブルテレビへの移行の選択	7
(4) 有線共聴施設の伝送方式の選択	7
(5) チャンネルの選定	7
6 補助対象経費	
(1) 辺地共聴施設改修整備事業	9
(2) 辺地共聴施設新設整備事業	9
7 補助対象設備	
(1) 補助対象設備の範囲	12
(2) 有線共聴施設における補助対象設備の範囲	14
(3) ケーブルテレビへの移行における補助対象の範囲	15
8 事業費の積算等	
(1) 事業費の積算(ケーブルテレビへの移行を除く。)	16
(2) 他の事業等との按分(ケーブルテレビへの移行を除く。)	16
(3) ケーブルテレビへの移行による事業費の積算	
別添1 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様	18
別添2 標準価格	22
別添3 共聴施設の標準的な撤去費用	26
別添4 デジタル化対応に要する平均的な改修事業費	27
参考1 辺地共聴施設整備における方式選択	28
参考2 辺地共聴施設整備事業の負担割合	29
参考3 新設伝送路が 300m を超える施設における経費積算の方法	34
第 II 章 交付申請について	
1 事務のフローチャート	38
2 交付申請書の作成	39
記載例 補助金交付申請書	43
別添5 契約予定内容に関する調査票	50
別添6 口座設置届出書	51
3 有線電気通信法による届出、放送法による一般放送の業務の登録、一般放送の業務の開始の届出	52
記載例 有線電気通信法による届出	54
記載例 一般放送の設備設置及び業務開始届	60

参考4 区域内再放送の簡素化について	65
4 無線局免許申請書の作成	70
第Ⅲ章 交付決定後について	
1 申請の取り下げ	71
記載例 交付申請取り下げ届出書	72
2 契約	73
3 計画の変更等	73
記載例 補助事業変更承認申請書	76
記載例 補助事業中止(廃止)承認申請書	78
記載例 補助事業事故報告書	79
4 差金回収	80
記載例 状況報告書	81
第Ⅳ章 実績報告について	
1 実績報告書の作成	82
記載例 実績報告書	86
2 額の確定と支払い	89
記載例 精算(概算)払請求書	90
3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還	91
記載例 消費税の額の確定に伴う報告書	92
4 補助金事業の経理等	93
5 財産処分	93
記載例 財産処分承認申請(届出)書	98
第Ⅴ章 申請書等に関するお問い合わせについて	100
第Ⅵ章 Q&A	103
付録:市町村交付要綱 ひな形	112

第 I 章 総論

1 無線システム普及支援事業費等補助金(辺地共聴施設整備事業)実施マニュアルの位置付け

無線システム普及支援事業費等補助金(辺地共聴施設整備事業)(以下「補助金」という。)の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(総基移第380号(平17年11月25日)以下「交付要綱」)によるほか、このマニュアルに基づいて辺地共聴施設整備事業(以下「補助事業」という。)を実施するものです。

本マニュアルについては、交付要綱の関係条文に沿って可能な限り説明を加えています。

なお、本マニュアルにより難しい事案が発生した場合は、総合通信局等へ個別にご相談ください。

2 補助事業の目的

地上デジタルテレビ放送を受信するためのテレビ等は、地上アナログテレビ放送時と同様に、視聴者が自己負担で購入することが基本であり、また、アンテナ交換等が必要となる場合の工事についても、それぞれ自己負担によって工事を実施することを基本としています。

しかしながら、戸建て住宅のアンテナ交換等に要する工事費は、一般的に3万5千円程度で実施できることが多いことに対して、山間地・丘陵・窪地等の地理的要因により、もともと電波の受信が良好でない地域における共聴施設の改修費用については、さらに高額になる場合が想定されます。

このようなことから、共聴施設の改修等に対して、その負担の軽減を図るとともに、地上デジタルテレビ放送の円滑かつ確実な移行に資することを目的に国が支援するものです。

3 用語の定義について

このマニュアルで示される用語の定義については、以下のとおりとします。

(1) 「難視聴地域」

山間地・丘陵・窪地等の地理的要因により地上テレビ放送の受信が良好でない地域で、建築物等の受信障害物により受信障害が発生し地上テレビ放送の受信が良好でない地域以外のものの総称です。

(2) 「共聴施設」

有線伝送路と無線受・送信を中心とする2種類の施設(有線共聴施設と無線共聴施設)があります。

有線共聴施設:専ら地上テレビ放送を受信し、かつ、同時再放送することにより、その地上テレビ放送の視聴を可能とするための施設であって、放送法施行規則(昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号)第150条第2項に規定する有線テレビジョン放送等を行うための有線電気通信設備(以下「有線放送設備」という。)を指します。

無線共聴施設:電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送を行う放送局を指します。

(3) 「受信点」

地上テレビ放送の受信が良好でない地域において、その地域の近傍で地上テレビ放送を受信することができる地点をいいます。

(4) 「放送エリア」

地上テレビ放送の放送対象地域を指します。

(5) 「視聴エリア」

地上テレビ放送を受信する共聴施設の視聴対象地域を指します。

(6) 「区域外波」

地上テレビ放送は、県域放送を原則として同一の放送を同時に受信できる一定の区域(放送対象地域)ごとに放送局が開設されているが、区域外波とは、他の放送対象地域にある放送局の放送波が地域を超えて到来している状態のものをいいます。

(7) 「区域内波」

区域内波とは、放送対象地域内にある放送局の放送波が到来している状態のものをいいます。

(8) 「デジタル難視地域」

地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ(地上10mの高さにおける電界強度)が1.0mV/mに達しない地域を指します。

(9) 「系列」

民間テレビジョン放送局のネットワーク系統であって、NTV系列、TBS系列、CX系列、EX系列及びTX系列の5つの系列を指します。

(10) 「ケーブルテレビへの移行」

共聴施設改修を有線放送設備への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするものをいいます。

4 補助事業の基本的考え方

(1) 補助対象

ア 補助対象は、交付要綱第3条(2)のイの(イ)に合致する施設とします。

イ 次のいずれかに該当する場合には、上記アに関わらず補助対象外となります。

(ア) 既設共聴で有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項から第3項までの規定による届出がされていない施設(500端子を超える場合は、放送法第126条第1項の規定に基づき一般放送の業務を行う者として事業者の登録を受けていない者がその業務のために用いる有線放送設備)

(イ) 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設(NHK共聴施設)

ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所による災害をいう。)に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域(東京都を除く。)において、災害により被害を受けた施設又は設備を除く。

(ウ) 受信障害対策用として設置・運営されている共聴施設

ウ 国による他の類似補助金によってケーブルテレビが整備されている区域(平成23年までに整備予定の区域を含む)の共聴施設は、上記アに関わらず原則として補助対象外となります。(ただし、共聴施設を有線放送設備への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするものを除く。)

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 無線システム普及支援事業

ア (略)

イ 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業(略称:地上デジタル放送送受信環境整備事業)

(ア) (略)

(イ) 辺地共聴施設整備事業

次に掲げる事業であって、市町村又は共聴組合が行うもの

① 辺地共聴施設改修整備事業

地上アナログテレビ放送を行う地上基幹放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設(以下「有線共聴施設」という。)に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局(以下「無線共聴施設」という。)に置換する若しくは有線一般放送の業務を行うために用いられる電気通信設備(有線放送設備)への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの

② 辺地共聴施設新設整備事業

地上アナログテレビ放送が受信できる地域であって、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ(地上10mの高さにおける電界強度)が1.0mV/mに達しない地域(以下「新たな難視地域」という。)となる場合において、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するもの

(2) 事業の採択

事業内容が次の各号に適合すると認められる場合には、他に特段の支障がない限り採択することとします。ただし、当該年度の予算執行の状況によっては、次年度以降に繰り下げることがあります。

- ア 事業の目的及び内容が本補助事業の目的等に合致していること(東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所による災害をいう。)に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域(東京都を除く。))において、災害により被害を受けた施設又は設備を含む。)
- イ 事業が確実に実施できる見込みがあること
- ウ 整備した共聴施設によってデジタル放送を安定的に受信できるものであること
- エ 事業に必要とする経費が適正であること

(3) デジタル難視地域

デジタル難視地域に該当するか否かは、その地域で視聴しているアナログ放送に該当するデジタル放送の区域内波の強さにより判定することとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、区域外波も含めて判定することとします。

ア 民放テレビ放送が1局しかない地域

区域内波(NHKの放送を含む。)及びその地域で視聴している民放アナログ放送に該当する民放デジタル放送の区域外波(系列によることとし、区域内波と同じ系列のものを除く。)の強さにより判定することとします。

イ 区域内波の民放が視聴できない又は1波しか視聴できない地域

地理的条件等から区域内波の民放が視聴できないか又は民放1波しか視聴できない地域であって、日常的に区域外波を視聴している地域については、当該地域で視聴しているアナログ放送に該当するデジタル放送の区域外波(NHKの放送を含むこととし、民放は系列によることとする。)の強さにより判定することとします。

5 施設整備の基本的考え方

(1) 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様

共聴施設の改修、置換又は新設において使用する設備・機器等は、原則として別添1の「辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様」の該当項目を満足しているものとします。

(2) 有線共聴施設又は無線共聴施設の選択

有線共聴施設又は無線共聴施設は、所要経費が同額程度以下の方式を選択することとします。

ただし、施工工事の困難性、施設の安定的運用又は災害への対応などから、特定の方式を選択する必要があると認められ、かつ、価格差が2倍未満である場合はこの限りではありません。

※ 有線方式のまま改修する場合は、所要経費比較を必要としません。

※ 所要経費を比較する際の積算は、別添2の標準価格により行うこととします。以下同じ。

(3) ケーブルテレビへの移行の選択

ケーブルテレビへの移行は、所要経費(施設の撤去費用を含む。)が共聴施設の改修よりも安価となる場合に選択ができるものとします。

※ ケーブルテレビへの移行における所要経費の比較については、別添4のデジタル化対応に要する平均的な改修事業費より行うこととします。

(4) 有線共聴施設の伝送方式の選択

ア 伝送路を同軸ケーブルとするか光ファイバケーブルとするかは、所要経費が同額程度以下の方式を選択することとします。

ただし、施工工事の困難性、施設の安定的運用又は災害への対応などから、特定の方式を選択する必要があると認められ、かつ、価格差が2倍未満である場合はこの限りではありません。

※ 現状の伝送路のまま改修する場合は、所要経費比較を必要としません。

イ 光ファイバケーブルを使用する場合は、各世帯まで光ファイバケーブルを使用する方式(FTTH)とします。

ただし、信号受信点から集落の第1中継増幅器(※)までの間についてのみ光ファイバケーブルを使用する場合は、この限りではありません。

※ 集落の第1中継増幅器とは、共聴施設がある集落の区域に設置される増幅器であって、ネットワーク上最も受信点に近い位置に設置される増幅器とします(ヘッドアンプが設置される場所の増幅器、引下線の途中に設置される増幅器ではありません。以下同じ。)

ウ 同軸ケーブルを使用した有線共聴施設の伝送方式は、MIDバンド等への周波数変換方式又はUHFパススルー方式とし、デジタル化対応に改修するために必要な限度で選択することとします。

(5) チャンネルの選定

再放送するチャンネルは、区域内波の受信が可能な場合はこれを優先して選定することとし、その他の取り扱いについては次によることとします。

ア 有線共聴施設の改修の場合

有線共聴施設を改修する場合は、原則として当該施設で受信している地上アナログ放送の範囲で選定することとします(区域内波又は区域外波の別は問いませんが、多数受信している民放局のすべてを再放送するために、通常想定される範囲を超えて大規模な改修が必要となるなどの場合には、民放の系列を考慮して絞り込みを要請する場合があります。)

なお、51端子以上の施設においては、放送法の規定により、該当する放送事業者の再放送同意書がない場合は、再放送ができません。

イ 有線共聴施設の新設の場合

デジタル難視地域において有線共聴施設を設置する場合は、原則として当該地域で受信している地上アナログ放送の系列の範囲及びNHKの放送を選定することとします。

なお、51端子以上の施設においては、放送法の規定により、該当する放送事業者の再放送同意書がない場合は再放送ができません。

ウ 無線共聴施設の場合

区域内波のみを選定することとします。

※ 無線共聴施設は地上基幹放送局であることから、既存共聴施設から置換える場合及び新たに設置する場合のいずれの場合も、基幹放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)に定める放送対象地域の規定により、区域外放送を放送(再放送)することはできません。

6 補助対象経費

補助対象経費は、次により算出した経費です(事業費の総額とは一致しない場合があります。)

(1) 辺地共聴施設改修整備事業

① 改修又は置換(ケーブルテレビへの移行を除く。)するもの

改修又は置換に係る事業の総経費とします。

ただし、有線共聴施設の改修の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数(実際に使用されているタップオフの端子の数をもって計上することとし、空屋などへ接続されているものは計上しません。)に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4に相当する額とします。

なお、補助額が50万円未満となる場合、又は、1世帯当たりの改修費用が3万5千円以下の場合、は、補助対象外となります。

② ケーブルテレビへの移行

ケーブルテレビへの加入及び既設施設の撤去に係る事業の総経費とします。

ただし、総経費が交付申請時点の辺地共聴施設に加入している世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合には、総経費から当該辺地共聴施設に加入している世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4に相当する額とします。

なお、補助額が50万円未満となる場合、又は、当該辺地共聴施設に加入している1世帯当たりの費用が3万5千円以下の場合、は、補助対象外となります。

(2) 辺地共聴施設新設整備事業

新たな設置に係る事業の総経費とします。

ただし、有線共聴施設の新設の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の5分の6に相当する額とします。

なお、補助額が50万円未満となる場合、又は、1世帯当たりの整備費用が3万5千円以下の場合、は、補助対象外となります。

※ 辺地共聴施設の改修及び新設において、地上デジタル放送を受信するため新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分の設置に要する経費の補助率は定額(10/10)が適用されます。

具体的には、参考3の「新設伝送路が300mを超える施設における経費積算の方法」を参照願います。

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額(地上デジタル放送送受信環境整備事業(デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。)に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては6倍未満)の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては5分の6)に相当する額を補助対象経費とする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業を除く。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助する場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分		額	
電波遮へい対策事業		補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、鉄道トンネルを対象とする場合にあっては、3分の1に相当する額	
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額	
	地上デジタル放送送信環境整備事業	デジタルテレビ中継局整備事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たな難視地域を解消することを目的として整備するものにあつては、3分の2に相当する額
		辺地共聴施設整備事業	辺地共聴施設改修整備事業
		辺地共聴施設新設整備事業	補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)
	暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業	デジアナ変換設備整備事業	補助対象経費の3分の2に相当する額
		デジアナ変換混信障害調査事業	定額
	暫定的難視聴対策事業	送信・利用者管理事業	補助対象経費の3分の2に相当する額
		受信対策事業	定額
	デジタル受信相談・対策事業		定額

		地上デジタルテレビ放送 コールセンター事業	定額
		受信機器購入等対策事業 費補助事業	定額
		暫定的放送設備運用事業	補助対象経費の2分の1に相当する額
2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円（辺地共聴施設整備事業については、50万円）を下限とする。			

1 1世帯当たりの負担相当額とされる3万5千円について(有線共聴、ケーブルテレビへの移行)

加入者負担額は、国の補助額を算出するに当たり、放送波を直接受信する者が負担するアンテナ取替等に係る費用との間の負担の公平を図るために、設定したものです。

金額は、放送波を直接受信するために必要となる場合があるアンテナ取替、アンテナマスト取替、ブースター調整等といった負担が一般に3万5千円程度であるため、この金額としています。

2 交付決定後に1世帯当たり3万5千円以下となった場合について(有線共聴、ケーブルテレビへの移行)

交付申請時点では1世帯当たりの改修費が3万5千円を超えていたものの、交付決定後の詳細見積等の結果、3万5千円以下となってしまった場合、補助対象外となることから交付要綱第16条第1項の規定により交付決定が取り消されるため、交付申請前に十分に精査を行う必要があります。

3 受益者負担について

有線共聴施設、ケーブルテレビへの移行における1世帯当たりの受益者負担の3万5千円は、あくまで国の補助額を算出するために用いるものであり、実際に視聴者から1世帯当たり3万5千円を徴収するか否かは補助金等交付要綱上においては制限を設けていません。

したがって、国の補助額以外の部分については、地元の状況に応じて柔軟に対応することが可能であり、特段の制限はありません（例えば、補助裏の全額について自治体が負担すること、反対に補助裏の全額について視聴者が負担すること、いずれも国の補助金等交付要綱上の制限はない。）。

なお、ケーブルテレビへの移行についての地方財政措置は講じられていないため、留意願います。

また、無線共聴施設の場合には、直接受信世帯の受信アンテナが視聴者負担となることから、有線共聴の場合のような受益者負担は求めません。

4 災害により被害を受けた施設の復旧に係るものについて

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所による災害をいう。）に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域（東京都を除く。）において、災害により被害を受けた施設又は設備の復旧に係るものについては、以下のとおりとします。

- ・上記3における受益者負担の3万5千円は適用しません。
- ・交付決定額が50万円未満の場合も補助対象とします。
- ・辺地共聴施設改修整備事業における別表第2に掲げる経費の総額が、交付申請時点の辺地共聴施設に加入している世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合は6倍未満）の場合であっても、総経費の3分の2に相当する額を補助します。（ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額とします。）

7 補助対象設備

(1) 補助対象設備の範囲

補助対象設備は、次表に掲げる設備であって、デジタル対応のための改修、置換又は新設に必要な範囲のものとなります。

ただし、整備状況等により類似設備を使用する必要がある場合を除きます。

ア 有線共聴施設の例

経費区分	内容	機器の名称	
施設・設備費	鉄塔	—	
	局舎	—	
	外構施設	—	
	受電設備	—	
	送受信アンテナ	UHF アンテナ	
		アンテナ架	
		アンテナ支持柱（基礎含む）	
	送受信機	OFDMヘッドアンプ	
		低消費電力型ヘッドアンプ	
		ブロックコンバータ	
		UHF（前置）増幅器	
		チャンネルレベル調整器	
		E/O変換器付ヘッドアンプ	
		フィルター	
		機器収容ボックス	
		混合器（既設のアナログ施設と混合）	
		パイロット信号発生器	
	伝送用専用線	—	
	ケーブル	同軸ケーブル	
		コネクタ	
		光ファイバー	
		E/O変換器	
		O/E変換器	
		光増幅器	
		光分岐・分配器	
		電柱（自立）	
		電柱（共架改修費含む）	
	中継増幅装置	幹線増幅器	
		分岐・分配増幅器	
		延長増幅器	
		分岐・分配器（タップオフ含む）	
		クロージャヤ	
		保安器	
	電源設備	電源供給器	
		無停電電源供給器	
		電源挿入器	
	監視・制御装置	—	

	附帯工事費	調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現地調査、設計等）
		施工・建築費
		改修補強費
		整備に必要な撤去費用
		施設を改修又は新設することに伴い発生する電柱共架料（平成27年3月末までの料金に相当する額を上限とする。）を一括して支払う場合の経費
		上記に付随して必要な手続き費用
		諸経費（現場管理費、一般管理費）等
用地取得費・道路費	附帯工事費等	受信点設置場所の用地取得費
		伝送路用地（柱・埋設）の取得費
		受信点設置場所への山道整備

イ 無線共聴施設の例

経費区分	内容	機器の名称	
施設・設備費	鉄塔	—	
	局舎	—	
	外構施設	—	
	受電設備	—	
	送受信アンテナ	受信アンテナ	
		送信アンテナ	
		アンテナ架	
		アンテナ支持柱（基礎含む）	
	送受信機	OFDMヘッドアンプ	
		低消費電力型ヘッドアンプ	
		ブロックコンバータ	
		UHF（前置）増幅器	
		チャンネルレベル調整器	
		E/O変換器付ヘッドアンプ	
		フィルター	
		機器収容ボックス	
		混合器（既設のアナログ施設と混合）	
		ギャップフィルター送信機（同軸入力）	
		ギャップフィルター送信機（光入力）	
	ギャップフィルター送信機（リレー中継器）		
	ギャップフィルター送信機異常警報装置		
	伝送専用線	—	
	ケーブル	同軸ケーブル	
コネクタ			
光ファイバー			
E/O変換器			
O/E変換器			

		光増幅器
		光分岐・分配器
		電柱（自立）
		電柱（共架改修費含む）
	中継増幅装置	幹線増幅器
		分岐・分配増幅器
		延長増幅器
		分岐・分配器（タップオフ含む）
		クロージャー
	電源設備	受電設備
		避雷装置（耐雷トランス等）
		電源供給器
		無停電電源供給器
		電源挿入器
	監視・制御装置	—
	附帯工事費	調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現場調査、設計等）
		施工・建築費
		改修補強費
		整備に必要な撤去費用
		施設を置換又は新設することに伴い発生する電柱共架料（平成27年3月末までの料金に相当する額を上限とする。）を一括して支払う場合の経費
上記に付随して必要な手続き費用		
諸経費（現場管理費、一般管理費等）		
用地取得費・道路費	附帯工事費等	送受信点設置場所の用地取得費
		伝送路用地（柱・埋設）の取得費
		送受信点設置場所への山道整備

ウ ケーブルテレビへの移行の例

経費区分	内容
施設・設備費	<p>辺地共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費</p> <p>(ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>(イ) 有線放送設備を利用するための契約料</p> <p>(ウ) ケーブルテレビ移行に伴い、辺地共聴施設を撤去するための経費</p>

(2) 有線共聴施設又は無線共聴施設における補助対象設備の範囲

ア 有線共聴施設における補助対象設備の範囲は、保安器（各世帯まで光ファイバケーブルで接続されている場合にはV-ONU）までとします。

イ 設置後20年以上経過した引下線（幹線のうち受信点から集落の第1中継増幅器までの伝送路）、引下線の途中に設置した中継増幅器及び集落の第1中継増幅器は、デジタル化改修に必要なものとして、設置期間を確認し、補助対象設備とします。それ以外の設備・機器については、経年数や老朽化による取替は補助対象とはなりません。

設置後20年以上経過した引下線は、辺地共聴施設特有の山間部など厳しい環境条件で使用されており、また、長距離伝送を行っていることも少なくありません。

このような状況で、既存引下線を使用してデジタル化改修を行ったとしても、デジタル放送を安定的に供給できず更なる改修が必要になることなどの問題が発生し、結果として効率的な補助金運用ができなくなるおそれがあるためです。

ウ 新設伝送路の整備が1kmを超える施設については、新設伝送路に係る電柱共架料(平成27年3月末までの料金に相当する額を上限とする。)を施設整備に併せ一括して支払う場合、施設整備に一体不可欠な経費として補助対象とします。

なお、一の補助事業により複数の送信点(GF)整備を行う場合の電柱共架料については、1送信点(GF)当たりの平均新設伝送路長が1kmを超える事業を対象とします。(参考3の「新設伝送路が300mを超える施設における経費積算の方法」を参照願います。)

エ 伝送路整備に当たり、共架可能な電力柱等がある場合には、それを利用することが基本です。施設整備後の将来の維持管理の容易さを理由として、事業主体が電力柱等を物理的に利用可能であっても自営柱の設置を希望する場合には補助対象とします。

(3) ケーブルテレビへの移行における補助対象の範囲

ア 地上デジタル放送の再放送の視聴のため、市町村又は共聴組合が、有線一般放送事業者との契約時に必要な経費とします。

イ 地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費としては、幹線工事、引込工事及び契約料が考えられます。

なお、宅内工事に要する費用、宅内に設置される機器(STB、V-ONU)及び維持管理費(毎月の利用料等)は補助対象に含みません。

ウ ケーブルテレビへの移行に伴い、辺地共聴施設を撤去するための想定される経費としては、受信点設備撤去工事、引下ろしケーブル撤去工事、幹線設備撤去工事、引込ケーブル撤去工事、及び撤去に伴う附帯工事が考えられます。

なお、ケーブルテレビの加入を自主事業として実施し、撤去のみを補助事業で行う場合も補助申請の対象となります。

ただし、この場合には、交付決定日以降、ケーブルテレビの加入と一体として事業に係る契約がなされる必要がありますので、留意願います。

おって、施設の撤去に伴い、収益が生じる場合には、額の確定の際これを控除することもありうることに留意願います。

8 事業費の積算等

(1) 事業費の積算(ケーブルテレビへの移行を除く。)

ア 事業費は、以下に従い、工事業者からの複数見積りを徴取した上で、別に提供している様式を参考に積算してください。

また、別添2の「標準価格」を上回る設備・機器又は工事を必要とする場合は、その理由を付してください。

(ア) 原則、複数業者から業者独自の見積り(別添2の「標準価格」によるものではなく、業者自身が定める単価を用いて積算された見積り。以下同じ。)を徴取。

(イ) 地域事情等により、複数業者からの見積りを徴取することが困難な場合は、徴取可能な業者独自の見積りを徴取。

※ 補助事業の採択要件のひとつである「事業に必要とする経費が適正であること」については、原則として、以下の考え方にに基づき審査します。

- ・ 上記(ア)にあつては、複数業者からの業者見積りを比較し、かつ別添2の「標準価格」と比較した上で、より安価な事業費となっているか。
- ・ 上記(イ)にあつては、業者独自の見積りと、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」を比較した上で、より安価な事業費となっているか。

イ 事業費には、補助事業に付帯する以下の費用を含むことができます。

(ア) 撤去費用

a 既存の機器を撤去しなければ据え付けできない場合

b a以外で幹線を張り替える場合について、視聴環境維持のために一時二重の幹線とならざるを得ないもの

(イ) デジタル改修に必要な測定・調整費(タップオフから加入者宅までの導通試験等も含む。アナログ部分との按分は不要。)

(ウ) 附帯工事費(受信点新設の用地取得費・道路費、アナログ部分との按分は不要)

(エ) 民間への申請手続(電柱共架申請等)に要する申請手数料

(オ) 行政への申請手続(道路占有許可、登記及びギャップファイラーの無線局申請手数料等)に要する申請手数料

(カ) 各種申請手続き代行費用

(キ) 一般管理費、現場管理費及び共通仮設費などの諸費用

(ク) 消費税

(2) 他の事業等との按分(ケーブルテレビへの移行を除く。)

本補助事業と他の事業等を併せて行う場合には、次により、適正に按分してください。

ア 本事業において、デジタル対応に交換した機器を、アナログ部分と共用する場合は、按分は不要です。

イ 老朽化した設備を自主事業として改修する場合は、一般管理費等の共通経費を、事業費の比率で按分することとします。

ウ 伝送路を他の事業と共用する場合は、使用芯線数の比率で按分することとします。

なお、論理分割する場合は、専有帯域(伝送容量)の比率で按分することとします。

(3) ケーブルテレビへの移行による事業費の積算

ケーブルテレビへの移行に要する事業費は、以下に従い、積算してください。

また、別添3の「共聴施設の標準的な撤去費用」を上回る撤去工事を必要とする場合は、その理由を付してください。

(ア) ケーブルテレビの加入に要する経費は、有線一般放送事業者からの見積りを徴取した上で積算し

てください。

(イ) ケーブルテレビへの移行に伴い発生する施設の撤去に要する経費は、(1)アと同様の取扱いにより積算してください。

なお、業者からの見積りを徴取することが困難な場合は、別添3の「共聴施設の標準的な撤去費用」を参考にしてください。

※ 補助事業の採択要件のひとつである「事業に必要とする経費が適正であること」については、原則として、加入に要する経費は加入を予定している有線一般放送事業者の見積りにより、また、撤去に要する経費は(1)アと同様の考え方により審査します。

別添 1 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様

1 目的

本仕様は、辺地共聴施設整備事業における機器の標準的な仕様等を明示することにより、事業実施者における計画策定等の効率化を図ることによって、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

2 適用範囲

本仕様は、交付要綱のうち「辺地共聴施設整備事業」における有線共聴施設及び無線共聴施設に適用する。

3 共通事項

- (1) 有線共聴施設は、有線電気通信法に規定する有線電気通信設備であり、同法に定める技術基準（501端子以上の場合には放送法が適用される。）が適用される（別紙1参照）。
また、無線共聴施設には、伝送路部分に有線電気通信法が、送信点設備に電波法の技術基準が、それぞれ適用される（別紙2参照）。
- (2) 設備・機器に共通する仕様は、次の各項を標準とする。
ただし、地理的条件、周囲環境等の理由により特殊仕様の必要性が認められる場合にはこの限りではない。
 - ① 瞬間最大風速毎秒40mにおける風圧に耐える構造であること。
 - ② 軽量堅固で耐久性、耐水性、放熱性、耐震性、耐食性に優れ、保守調整に便利な構造であること。
 - ③ 電源電圧の変動に対しても安定に動作するものであること。

4 設備・機器ごとの仕様

設備・機器ごとの仕様は、次の各項を標準とする。

- (1) 受信点設備
受信点設備は、主に受信アンテナ、アンテナ支持柱、前置増幅器及びヘッドアンプで構成する。
 - ① 受信アンテナ
 - 受信する電波の周波数に適応したものであること。
 - 必要な受信レベルを確保できること。
 - ② アンテナ支持柱
 - 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。
 - ③ 前置増幅器
 - 受信した電波をヘッドアンプに必要なレベルまで増幅する必要がある場合に使用するものであること。
 - ④ ヘッドアンプ
ヘッドアンプは、受信した放送波（前置増幅器を介した場合を含む。以下同じ。）のレベル、周波数関係などを考慮し、次のいずれかの設備から必要な範囲で選定したものであること。
 - ア チャンネルプロセッサー
（受信した電波を、チャンネルごとに独立して、増幅し、調整し、変換する機能を有する設備）
 - 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。
 - 各チャンネルユニットは、各々独立し脱着可能な構造であること。
 - パイロット信号が必要な場合は、パイロット信号発生装置を組み込める構造であること。
 - イ ブロックコンバーター

- (受信した電波を、1又は複数ブロックでM I D帯域等へ変換する機能を有する設備)
 - 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。
- ウ レベル調整器
 - (受信した電波のうち特定の周波数について、レベルを調整する機能を有する機器)
 - 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。
- (2) 伝送設備
 - 伝送設備は、主に増幅器（幹線増幅器、延長増幅器など）、分岐・分配器、同軸ケーブル、架空伝送路支持柱（電柱）及び電源設備で構成する。
 - ① 増幅器（幹線増幅器、延長増幅器など）
 - 幹線及び分配線による減衰や、分岐・分配器の挿入損失を補償する機能を有すること。
 - アルミ合金製のきょう体に増幅器基板を組み込んだ構造であること。
 - ② 分岐・分配器
 - 金属製のきょう体に収容された構造であること。
 - ③ 同軸ケーブル
 - アルミラミネート同軸ケーブル又は金属管型同軸ケーブルであること。
 - ④ 架空伝送路支持柱（電柱）
 - 鉄柱、亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱などによる自立構造であること。
 - ⑤ 電源設備
 - 板金又はアルミ合金製のきょう体に収容された構造であること。
- (3) 引込設備
 - 引込設備は、主に引込同軸ケーブル及び保安器で構成する。
 - ① 引込同軸ケーブル
 - アルミラミネート同軸ケーブルであること。
 - ② 保安器
 - 加入者宅設備を雷サージなど各種異常から保護する機能を有すること。
- (4) 送信点設備
 - 送信点設備は、主に送信アンテナ、送信アンテナ支持柱、送信機及び電源設備で構成する。
 - ① 送信アンテナ
 - 送信する電波の周波数及び空中線電力に適応したものであること。
 - 放送サービスを行うエリアを確保する範囲で必要な性能を有すること。
 - ② 送信アンテナ支持柱
 - 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。
 - ③ 送信機
 - 金属製のきょう体に組み込んだ構造であること。
 - ④ 電源設備
 - 板金又はアルミ合金製のきょう体に収容された構造であること。

有線放送設備の品質に関する技術基準(有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令)

項目		規格	所要性能		
			規格	備考	
1 ・ 一 般 放 送 の 場 合 の 性 能	1.1 受信空中線出力レベル(BER)		1×10^{-4} 以下	短縮化リードソロモン(204,188)符号による誤り訂正前とする。	
	1.2 加 入 者 端 子 信 号 レ ベル	(1) 信号レベル (dB μ V)		47~81	(注2)
		(2) レベル安定度1分間以内の変動 (dB)		3 以内	電源ハム変調の妨害を除く。
		(3)搬送波のレベルと隣接する標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波レベルとの差 (dB)		10 以内	
		(4) チャンネル内振幅周波数特性偏差 (dB)		搬送波の周波数を中心とする 5.6MHz において ± 3 以内	
	1.3 加 入 者 端 子 信 号 の 質	(1) C/N (帯域幅4MHz) (dB)		24 以上	
		(2) 電源ハム変調度 (dB)		-30 以下	
		(3) 周波数偏差 (kHz)		± 20 以内	
		(4) その他の妨害およびひずみ		映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。	
	2 ・ 共 通 の 性 能	2.1 加入者端子間結合度 (dB)		-25 以下	1. 26MHz帯IFのTV受信機を接続する場合は局発妨害を防ぐための必要な措置をとる。 2. コンバータ、ブースタを設置する場合も加入者端子の短絡、開放で異常の生じないこと。
2.2 加入者端子の負荷インピーダンス			定格出力インピーダンスに対しVSWRが3の負荷に対しても画質、音質に劣化が認められないこと。		
2.3 テレビジョンおよびFM放送以外の信号による妨害			画質、音質により評価し、実用上、障害となる妨害を与えないこと。		
	不要放射 (dB μ V/m)		IEC法により 34 以下		

注1. レベルは定格出力インピーダンス75 Ω の端子を75 Ω の純抵抗負荷で終端したときの実効値をdB μ で表したもので示す。ここでdB μ は1 μ Vを0dBとするdB値である。定格出力インピーダンス300 Ω の端子ではこれに6dB加えた値とする。信号レベルは特記しない限り、映像搬送波の最高レベルで示す。

注2. 強電界地域で直接受信妨害が生じる場合、最低レベルの増加、あるいは必要な措置をとる。

※ 図は「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(総務省令第95号(H23.6.29))」を参照願います。

極微小電力局（ギャップフィルアー）の主な技術基準等（電波法）

(1) 対象範囲

空中線電力 0.05W 以下

(2) 主な技術基準

- ・周波数の許容偏差 20kHz
(SFN 運用の関係にある局間は、上述の値を満足した上で、局間相互の相対編差が 10Hz 以内であるものとする。)
- ・占有周波数帯幅の許容値 5.7MHz
- ・スプリアス発射の強度の許容値 100 μ W 以下
- ・不要発射の強度の許容値 25 μ W 以下
- ・空中線電力の許容偏差 $\pm 50\%$
- ・副次的に発する電波の限度 4nW 以下
- ・送信スペクトルマスク 下表のとおり。

搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量	
	空中線電力 0.025W 超 0.05W 以下	空中線電力 0.025W 以下
± 2.79 MHz	-27.4dB/10kHz	
± 2.86 MHz	-47.4dB/10kHz	
± 3.00 MHz	-54.4dB/10kHz	
± 4.36 MHz	-77.4dB/10kHz	
	-67.4dB/10kHz ※1	
	$-(73.4+10\log P)$ dB/10kHz ※1	-57.4dB/10kHz ※2

※1 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数が自局の実効輻射電力の 10 倍未満のアナログ放送に使用されない場合に限る。

※2 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数がアナログ放送に使用されない場合に限る。

注 複数波同時増幅を行う場合、隣接チャンネル間については、上表にかかわらず平均電力 P からの減衰量 -27.4dB/10kHz を上限。

(3) その他の条件

・偏波面

ビル等の建造物の陰、デジタル混信により受信障害が発生している地域等において使用するギャップフィルアーの場合は、当該ギャップフィルアーにより発生するおそれのある二次的な受信障害を抑制するため、当該ギャップフィルアーを設置するエリアにおける上位局の電波と直交させることを原則とする。

・置局に際しての条件

ビル等の建造物の陰、デジタル混信により受信障害が発生している地域等において使用するギャップフィルアーの置局によって二次的な受信障害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、免許人は必要な対策を行うこと。

別添2 標準価格

	工事内容	規格				単位	単価(円)				
							機材単価	工事単価	複合単価		
(1) 施設整備費											
ア 無線通信又は放送の再送信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費											
(ア) 鉄塔	鋼管柱	ストリート式	共聴ポール(鋼管柱)	SP1-6	長さ 6.0m	外径 114.3mm	本	18,000	25,116	43,116	
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-7	7.0m		本	24,200	25,116	49,316	
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-8	8.0m		本	29,200	25,116	54,316	
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-6	6.0m		本	22,800	25,116	47,916	
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-7	7.0m		本	25,800	25,116	50,916	
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-8	8.0m		本	29,900	25,116	55,016	
		ジョイント式	片足場	片足場				本	520	0	520
			両足場	両足場	SP1・SP2			本	1,050	0	1,050
			アングル根加世	アングル根加世				本	3,600	0	3,600
			継柱材	継柱材	1m			本	11,015	0	11,015
			沈下防止プレート	沈下防止プレート				枚	680	0	680
			鋼管柱ポールキャップ	鋼管柱ポールキャップ				個	600	0	600
			Noプレート	Noプレート				枚	360	0	360
(イ) 局舎											
(ウ) 外構施設											
(エ) 受電設備											
(オ) 送受信アンテナ	受信アンテナ	20素子Lchアンテナ(アルミ)	NH-UL(20)-1	低域13~30ch		本	24,000	17,831	41,831		
		20素子Lchアンテナ(ステン)	NH-UL(20)-2			本	66,000	17,831	83,831		
		20素子Mchアンテナ(アルミ)	NH-UM(20)-1	中域31~44ch		本	24,000	17,831	41,831		
		20素子Mchアンテナ(ステン)	NH-UM(20)-2			本	66,000	17,831	83,831		
		20素子Hchアンテナ(アルミ)	NH-UH(20)-1	高域45~62ch		本	24,000	17,831	41,831		
		20素子Hchアンテナ(ステン)	NH-UH(20)-2			本	66,000	17,831	83,831		
		20素子Allchアンテナ(アルミ)	NH-UA(20)-1	全帯域13~62ch		本	24,000	17,831	41,831		
		20素子Allchアンテナ(ステン)	NH-UA(20)-2			本	68,400	17,831	86,231		
		27素子高性能アンテナ(アルミ)		全帯域13~62ch		式	29,900	19,572	48,572		
		27素子高性能アンテナ(ステン)				式	81,900	19,572	101,472		
		2基UHF用位相差給電アンテナ(アルミ)	UHF用位相差給電アンテナ	全帯域13~62ch 20素子		式	67,200	46,905	114,105		
				位相調整器		台	55,800	0	55,800		
		2基UHF用位相差給電アンテナ(ステン)	UHF用位相差給電アンテナ	全帯域13~62ch 20素子		式	142,800	46,905	189,705		
				位相調整器		台	55,800	0	55,800		
		4基UHF用位相差給電アンテナ	UHF用位相差給電アンテナ	全帯域13~62ch 20素子		式	0	50,910	50,910		
		UHF用パラボロアンテナ	UHF用パラボロアンテナ	アンテナ本体:13~62ch		基	1,053,000	85,673	1,138,673		
				取付金具(P型)		式	162,000	5,349	167,349		
				取付金具(K型)		式	144,000	5,349	149,349		
		アンテナポール	溶融亜鉛メッキ水道管	溶融亜鉛メッキ水道管	50φ 5.5m		本	5,845	7,385	13,230	
			硬質塩化ビニールライニング	硬質塩化ビニールライニング			本	7,166	7,385	14,551	
			48.6φ ストレートポール	48.6φ ストレートポール	3.5m		本	8,760	7,385	16,145	
			アンテナマスト取付金物	アンテナマスト取付金物			式	2,345	0	2,345	
		アンテナ架	ストリート式	共聴ポール(鋼管柱)	SP1-6	長さ 6.0m	外径 114.3mm	本	18,000	25,116	43,116
	共聴ポール(鋼管柱)			SP1-7	7.0m	本		24,200	25,116	49,316	
	共聴ポール(鋼管柱)			SP1-8	8.0m	本		29,200	25,116	54,316	
	共聴ポール(鋼管柱)			JP1-6	6.0m	本		22,800	25,116	47,916	
	共聴ポール(鋼管柱)			JP1-7	7.0m	本		25,800	25,116	50,916	
	共聴ポール(鋼管柱)			JP1-8	8.0m	本		29,900	25,116	55,016	
	ジョイント式		パンザマスト	パンザマスト	R17		式	89,300	329,780	419,080	
			パンザマスト底板	パンザマスト底板	R7用		枚	4,600	0	4,600	
			コンクリート根巻き	コンクリート根巻き			式	1,300	0	1,300	
			根加世(沈下防止プレート含む)				式	3,600	0	3,600	
			鋼管柱ポールキャップ	鋼管柱ポールキャップ			個	600	0	600	
			足場ボルト	足場ボルト	片足場		式	520	0	520	
			足場ボルト	足場ボルト	両足場		式	1,050	0	1,050	
			支線	鋼管柱用(支線カバー含む)	鋼管柱用(支線カバー含む)	3ヶ所		式	14,679	59,259	73,938
	支線材料	アンカーC-1号使用	アンカーC-1号使用	14mm×8m		ヶ所	3,090	15,879	18,969		
	架線材料	鋼管・コンクリート柱用	鋼管・コンクリート柱用			式	1,779	2,737	4,516		
		共架柱	共架柱			式	1,779	3,608	5,387		
		特殊工事	特殊工事	垂直腕金 90cm.	垂直腕金	式	3,300	5,697	8,997		
				水平腕金 90cm.	水平腕金	式	3,900	5,697	9,597		
	ラッシングロッド	ラッシングロッド			本	140	330	470			
	避雷針装置	避雷針	避雷針	黄銅製カラムメッキ小型		本	10,897	95,610	106,507		
		(マスト)2.5m 32φ	(マスト)2.5m 32φ	3mm 2回メッキガス管		本	8,883	0	8,883		
		鬼より線	鬼より線	2mm×13本燃り		m	227	0	227		
				600mm	リード300mm	本	185	0	185		
		アース棒	アース棒	1.0mメッキ	リード300mm	本	670	0	670		
1.2mメッキ				リード300mm	本	882	0	882			
アース棒		アース棒	1.5mメッキ	リード300mm	本	1,019	0	1,019			
アース板	アース板	30cm×30cm×1.5mm		枚	9,535	0	9,535				

	工事内容	規格			単位	単価(円)			
						機材単価	工事単価	複合単価	
	アース工事	アンパアース	アンパアース	鋼管柱の場合	ヶ所	771	5,307	6,078	
		分岐・分配器アース	分岐・分配器アース	鋼管柱の場合	ヶ所	267	5,307	5,574	
		メッセンアース	メッセンアース	!	カ所	1,435	5,307	6,742	
(カ)送受信機	周波数変換装置	同一周波数型	5波			式	1,130,000	14,180	1,144,180
			6波			式	1,290,000	14,180	1,304,180
			7波			式	1,440,000	14,180	1,454,180
			8波			式	1,590,000	14,180	1,604,180
			9波			式	1,740,000	14,180	1,754,180
		周波数変換型	5波			式	1,160,000	14,180	1,174,180
			6波			式	1,340,000	14,180	1,354,180
			7波			式	1,500,000	14,180	1,514,180
			8波			式	1,660,000	14,180	1,674,180
			9波			式	1,820,000	14,180	1,834,180
	ブロック型	10波			式	1,955,000	14,180	1,969,180	
		8波(2+3+3)			式	553,000	14,180	567,180	
		9波(3+3+3)			式	609,000	14,180	623,180	
		10波(2+2+3+3)			式	723,000	14,180	737,180	
	光送信機			光出力3.5dBm相当	台	476,000	40,401	516,401	
(キ)伝送専用線						0			
						0			
(ク)ケーブル	同軸ケーブル	12C-2.9A	12C-2.9A		m	470	465	935	
		12C-SA	12C-SA	高発泡	m	470	465	935	
		8C-2.1A	8C-2.1A	8C-SA(高発泡)	m	330	447	777	
		12C-FL	12C-FL		m	330	465	795	
		10C-FL	10C-FL		m	240	447	687	
		7C-FL	7C-FL		m	160	465	625	
		5C-FL	5C-FL		m	90	360	450	
		10C-HFL	10C-HFL		m	290	465	755	
		7C-HFL	7C-HFL		m	210	447	657	
		コルゲートケーブル	12C-2.9A	12C-2.9A	埋設用	m	1,143	9,544	10,687
	8C-2.1A		8C-2.1A	埋設用	m	1,003	9,544	10,547	
	10C-FL		10C-FL	埋設用	m	832	9,544	10,376	
	7C-FL		7C-FL	埋設用	m	909	9,544	10,453	
	光ケーブル類	24芯(吊線あり)	24芯(吊線あり)	引下し 埋設40cm	m	790	9,544	10,334	
				引下し 架空	m	790	521	1,311	
			集落内 架空	m	790	413	1,203		
			8芯(吊線あり)	引下し 埋設40cm	m	680	9,544	10,224	
		引下し 架空		m	680	521	1,201		
		4芯(電源線付き)	集落内 架空	m	680	413	1,093		
			引下し 埋設40cm	m	810	9,544	10,354		
		2芯ドロップ線	引下し 架空	m	370	413	783		
			集落内	m	250	413	663		
		コネクタ類	FT型	FT型	12C(2.9A)用	個	4,710	2,263	6,973
	8C(2.1A)用				個	4,000	2,263	6,263	
	12C(FL)用				個	3,190	2,263	5,453	
	10C(FL・HFL)用				個	3,520	2,263	5,783	
	7C(FL・HFL)用				個	3,520	2,263	5,783	
	5C(FL・HFL)用				個	3,450	2,263	5,713	
	NF型		NF型	12C(FL)用	個	1,530	1,044	2,574	
				10C(FL・HFL)用	個	1,200	1,044	2,244	
				7C・5C(FL・HFL)用	個	1,110	1,044	2,154	
	変換コネクタ				FT-FJ	個	750	1,044	1,794
	中継コネクタ				FT-JJ	個	1,660	1,044	2,704
					F-JJ	個	380	1,044	1,424
	ATT		ATT	F型	個	1,840	1,044	2,884	
				FT型	個	5,680	1,044	6,724	
	BON		BON	F型	個	2,360	1,044	3,404	
				FT型	個	6,150	1,044	7,194	
	ダミー抵抗		ダミー抵抗	F型	個	710	1,044	1,754	
		FT型		個	2,360	1,044	3,404		
	クロージャ類	光接続箱	光接続箱		台	184,000	6,065	190,065	
		出力分岐クロージャ	出力分岐クロージャ		台	37,150	6,065	43,215	
		光幹線分岐クロージャ	光幹線分岐クロージャ		台	20,000	6,065	26,065	
		ドロップクロージャ	ドロップクロージャ		台	9,740	6,065	15,805	
	カプラ類	2分岐	2分岐		式	5,810	0	5,810	
		3分岐	3分岐		式	15,180	0	15,180	
		8分岐	8分岐		式	30,350	0	30,350	
空端子ダミー		空端子ダミー		式	0	0	0		
光コード	ビグテルケーブル	ビグテルケーブル	SC-APC	本	13,200	912	14,112		
			SC-SPC	本	6,000	912	6,912		

	工事内容	規格		単位	単価(円)				
					機材単価	工事単価	複合単価		
	光接続	融着	融着	4芯・単芯	ヶ所	400	3,290	3,690	
		メカニカルスプライス	メカニカルスプライ	4芯・単芯	個	800	1,429	2,229	
	分岐器F型	1分岐器	NH-DC()1	1分岐、10~20・5dBステップ	個	6,400	1,951	8,351	
				1分岐、8~17・3dB(5dBに準じる)	個	7,280	1,951	9,231	
				NH-DC061	1分岐、6dB	個	6,800	1,951	8,751
	分岐器FT型	1分岐器	NH-DC()1(T)	1分岐、10~20・5dBステップ	個	7,760	1,951	9,711	
				1分岐、8~17・3dB(5dBに準じる)	個	7,760	1,951	9,711	
				NH-DC061(T)	1分岐、6dB	個	7,760	1,951	9,711
	分配器F型	2分配器	NH-D2	幹線 1分岐	全端子FT	個	15,630	1,951	17,581
				分配器	個	7,280	1,951	9,231	
	分配器FT型	2分配器	NH-D2(T)	2分配器	個	9,360	1,951	11,311	
				ケーブルハンガー	25mm	ヶ所	39	265	304
	ケーブルハンガー		ケーブルハンガー	30mm	ヶ所	40	265	305	
				35mm	ヶ所	50	265	315	
				スパイラルハンガー	1.5m-35・45・60	1.5m-35・45・60	本	179	265
	メッセージワイヤー			22mm	m	65	165	230	
				30mm	m	77	199	276	
	ケーブル保護カバー			2m	本	2,840	265	3,105	
	共架札				個	500	265	765	
	埋設標識シート		幅300mm 50m	幅300mm	m	290	243	533	
埋設ケーブル立ち上げ保護管			エフレックス40×10m	ヶ所	3,494	199	3,693		
埋設表示杭				本	2,000	156	2,156		
(ケ)中継増幅装置	前置増幅器		NH-BSTU	利得20dB以上	台	32,800	5,955	38,755	
			NH-BSTU	利得30dB以上	台	33,600	5,955	39,555	
	U・V増幅器		VHF利得30~35dB : UHF利得40dB程度		台	168,300	13,478	181,778	
			VHF利得-3dB程度 : UHF利得40dB程度		台	114,400	13,478	127,878	
	線路増幅器		NH-TA2	VHF利得23dB以上	台	52,480	13,478	65,958	
				VHF利得33dB以上	台	180,000	13,478	193,478	
VHF延長増幅器				台	64,610	13,478	78,088		
光増幅器			光出力13.5dBm	台	425,000	40,401	465,401		
(コ)電源設備	電源供給器		NH-PS-301	出力30V・1A	台	42,000	45,614	87,614	
			NH-PS-303	出力30V・3A	台	77,280	54,880	132,160	
			NH-PST-303	出力30V・3A	耐雷形	台	87,000	54,880	141,880
			パワーインジェクター	パワーインジェクター	FT型	台	17,760	8,756	26,516
			NH-PST-576	出力57V・6A	FT型	台	233,760	101,387	335,147
			降圧器	減圧器	台	96,910	3,903	100,813	
			昇圧器	昇圧器	台	119,000	3,903	122,903	
			受電工事	受電工事	式	0	12,088	12,088	
			受電契約(容量変更)手続き	受電契約容量変更手続き	式	0	17,410	17,410	
			給電用同軸ケーブル	60V供給用	m	1,815	560	2,375	
	引き込み用部材		引き込み柱新設の場合	鋼管柱、防止箱、漏電遮断器 他	式	29,910	0	29,910	
			引き込み柱既設の場合	防止箱、漏電遮断器 他	式	8,820	0	8,820	
(サ)警報装置									
(シ)監視装置	パイロット信号発生器			台	53,550	12,874	66,424		
			保安器	台	3,280	2,684	5,964		
(ス)制御装置	混合器		NH-MIX	F型・板金ケース	台	10,420	6,082	16,502	
			NH-MIX	F型・アルミダイカスト	台	29,730	6,082	35,812	
	フィルター	バンドパスフィルター	バンドパスフィルター	MID用	個	90,000	11,077	101,077	
(シ)測定器	地デジ用レベル調整器		AC100VまたはAC30V用	台	253,500	11,077	264,577		
			DC15V用	台	109,000	11,077	120,077		

	工事内容	規格		単位	単価(円)		
					機材単価	工事単価	複合単価
(1) 施設整備費							
イ アに掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費							
1	電柱						
2	接地線						
3	屋外照明施設						
4	マンホール						
5	空調設備						
6	監視設備						
7	航空標識灯設備						
8	消火設備						
9	水道施設						
10	貯水タンク						
11	ろか器						
12	洗面・手洗施設						
13	仮眠施設						
14	モニターテレビ						

	工事内容	規格					単位	単価(円)		
								機材単価	工事単価	複合単価
15	修理工具									
16	混信対策防止装置									
17	ゴーストキャンセラー									
18	中継用固定無線装置									
19	1から18までに掲げるものに類する施設・設備									

	工事内容	規格					単位	単価(円)		
								単価	工事単価	複合単価
(1) 施設整備費										
ウ 附帯工事費										
賃金	宿泊費	技術員				泊	9,000		9,000	
		電工				泊	8,400		8,400	
	日当(宿泊)	技術員				日	2,050		2,050	
		電工				日	1,850		1,850	
	日当(日帰り)	技術員				日	2,100		2,100	
		電工				日	1,770		1,770	
	交通費	固定費				日	3,000		3,000	
走行費					km	14		14		
諸経費	機器調整費	アンテナ設備				式	0	10,698	10,698	
		受信点増幅器設備				式	0	22,112	22,112	
		幹線増幅器				台	0	7,570	7,570	
	加入者端末確認作業	総世帯数の1割				ヶ所	0	3,785	3,785	
	確認報告書作成					式	0	53,490	53,490	
	道路・河川・鉄道横断					ヶ所		39,030	39,030	
	光接続試験	光機器試験調整	光機器試験調整				台		3,032	3,032
光損失測定		光損失測定				芯		1,446	1,446	

	工事内容	規格					単位	単価(円)		
								機材単価	工事単価	複合単価
(2) 用地取得費・道路費										

	工事内容	規格					単位	単価(円)		
								機材単価	工事単価	複合単価
(2) 用地取得費・道路費										
イ 附帯工事費										

別添 3 共聴施設の標準的な撤去費用

工事内容		単位	工事単価
受信点設備撤去工事			
アンテナ柱	バンザマスト・コンクリート柱	式	77,240
同上 コンクリート基礎	重機使用可能	式	150,000
同上 コンクリート基礎	重機使用不可能	式	300,000
アンテナ柱	木柱・鋼管柱	式	16,610
受信アンテナ	FM・VHFアンテナ	基	6,550
受信アンテナ	UHFアンテナ	基	4,280
ヘッドエンド設備		台	6,070
前置増幅器/混合器/分岐・分配器		式	4,040
現場管理費		式	
引き下ろしケーブル撤去工事			
架空線こう長	架空工法	m	110
埋設線こう長	埋め殺しは除く	m	1,910
自営柱	木柱・鋼管柱	式	7,530
自営柱	コンクリート柱	式	98,930
共架柱		式	820
現場管理費		式	
幹線設備撤去工事			
増幅器・電源装置		台	10,550
分岐・分配器		台	4,720
架空線こう長	同軸ケーブル	m	110
自営柱	木柱・鋼管柱	式	16,610
自営柱	コンクリート柱	式	98,930
共架柱		式	820
現場管理費		式	
引き込みケーブル撤去工事			
保安器		個	480
架空線	架空工法	スパン	1,170
埋設線こう長	埋め殺しは除く	m	955
自営柱	木柱・鋼管・コンクリート柱	式	7,530
共架柱		式	820
現場管理費		式	
撤去に伴う付帯工事			
施設廃止届	総通局	式	17,330
再送信同意業務(廃止)	放送局	局	2,700
道路占用廃止届	国・県・市・町・村	ヶ所	7,580
河川占用廃止届	国・県・市・町・村	ヶ所	7,580
電柱共架廃止届	電力・通信・他	ヶ所	5,400
電気引き込み廃止届	電器使用料金	式	3,790
産業廃棄物処理費	収集運搬・処理	式	

別添 4 デジタル化対応に要する平均的な改修事業費

1 ケーブルテレビへの移行と施設の改修による事業費との比較について

ケーブルテレビへの移行に要する事業費については、これまでの施設の改修における事業実績（平成20年度及び21年度）を基に算出した平均的な改修事業費との比較により取り扱うこととします。

具体的には、ケーブルテレビへの移行によりデジタル化対応を行う世帯の数に応じ、ケーブルテレビに加入するために必要となる初期費用及び移行に伴い不要となる既設施設を撤去するために要する費用の合計額が、次表に掲げる平均的な改修費用の範囲内である場合には、改修よりも安価であると判断し、補助対象として取り扱うこととします。

① 受信点の移設を伴わない場合の平均的な改修費用

世帯数	2～10	11～30	31～40	41～60	61～
平均事業費	～270万円	～330万円	～380万円	～410万円	500万円

② 比較的小規模な受信点の移設を伴う場合の平均的な改修費用

世帯数	2～10	11～30	31～40	41～60	61～
平均事業費	～400万円	～410万円	～480万円	～522万円	650万円

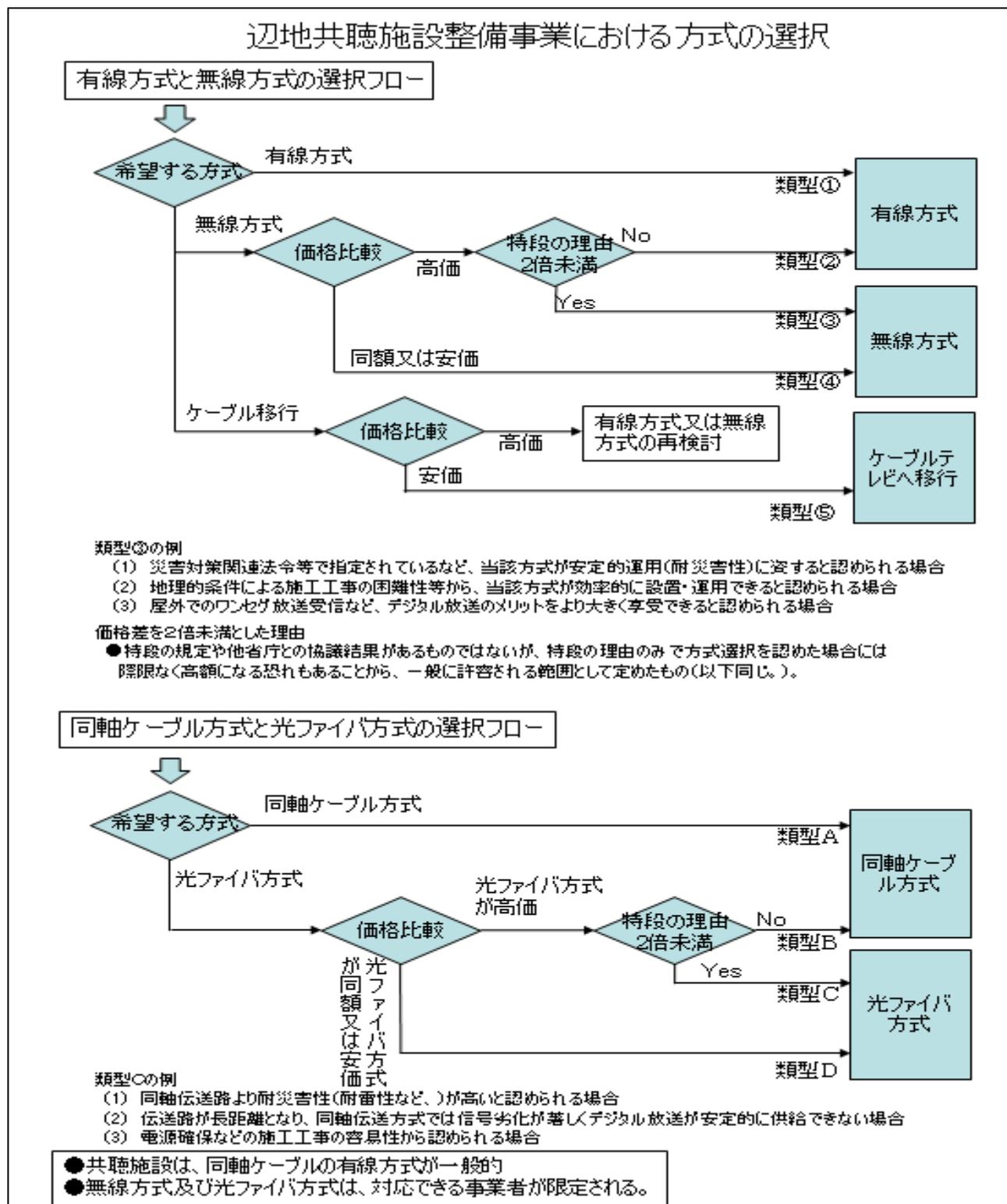
③ 比較的大規模な受信点の移設を伴う場合の平均的な改修費用

世帯数	2～10	11～24	25～40	40～
平均事業費	～690万円	～770万円	～1130万円	1290万円

2 平均的な改修費用を超える場合の取扱いについて

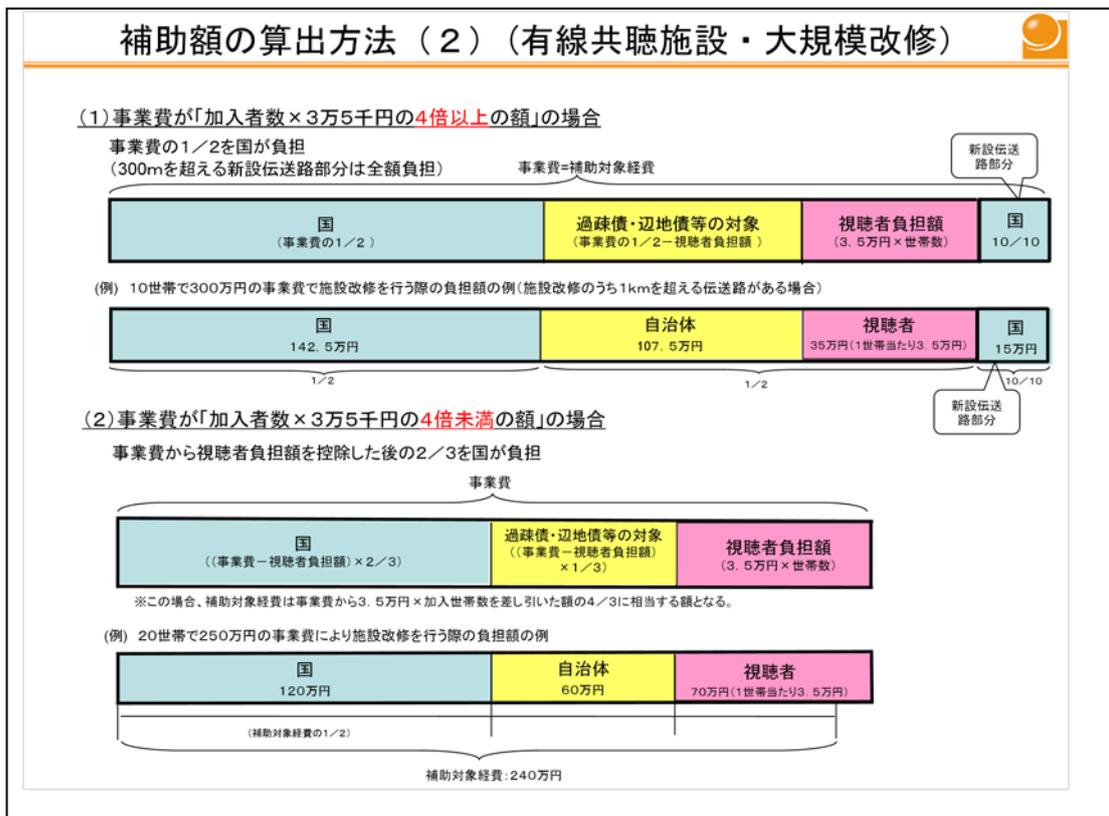
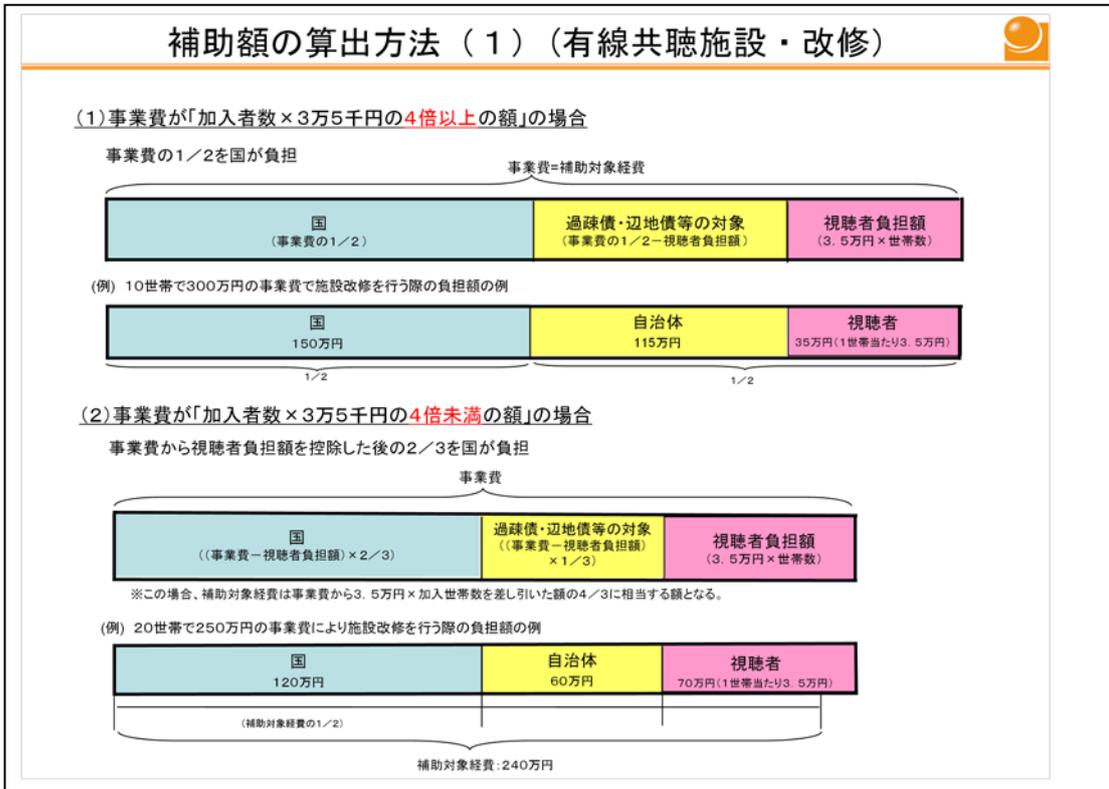
ケーブルテレビへの移行に要する経費（撤去費を含む。）が、同表に定める額を超える場合であって、見積書等の提出により、ケーブルテレビへの移行が施設の改修よりも安価であることが客観的に判断できる場合には、補助の対象として取り扱うこととします。

(参考 1) 辺地共聴施設整備における方式選択



(参考2) 辺地共聴施設整備事業の負担割合

1 辺地共聴施設改修整備事業の場合



補助額の算出方法(3) (無線共聴施設・置換)

事業費の1/2を国が補助

- ① 受信アンテナ
- ② デジタルヘッドエンド
- ③ 有線伝送路
- ④ 受信装置
- ⑤ ギャップファイラー

事業費=補助対象経費



(例) 50世帯で事業費総額500万円の施設改修を行う際の負担額の例



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担

補助額の算出方法(4) (無線共聴施設・大規模置換)

事業費の1/2を国が負担
(300mを超える新設伝送路部分は全額負担)

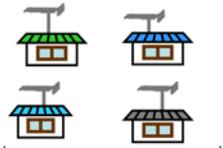
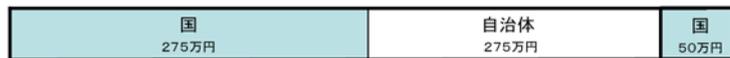
- ① 受信アンテナ
- ② デジタルヘッドエンド
- ③ 有線伝送路
- ④ 受信装置
- ⑤ ギャップファイラー

事業費=補助対象経費

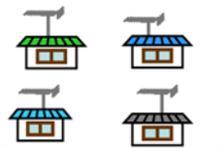


新設伝送
路部分

(例) 50世帯で事業費総額600万円の施設改修を行う際の負担額の例



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担

補助額の算出方法（５）（ケーブルテレビ移行）



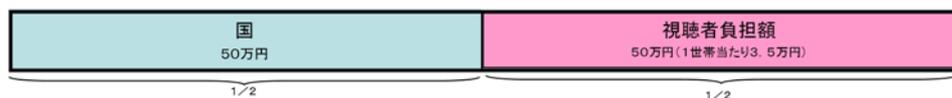
（１）事業費が「加入者数×３万５千円の４倍以上の額」の場合

事業費の $1/2$ を国が負担

事業費=補助対象経費



(例) 5世帯で100万円の事業費でケーブルテレビへの移行を行う際の負担額の例



（２）事業費が「加入者数×３万５千円の４倍未満の額」の場合

事業費から視聴者負担額を控除した後の $2/3$ を国が負担

事業費



※この場合、補助対象経費は事業費から $3.5万円 \times$ 加入世帯数を差し引いた額の $4/3$ に相当する額となる。

(例) 10世帯で120万円の事業費によりケーブルテレビへの移行を行う際の負担額の例



※加入者数は、交付申請時における辺地共聴施設に加入している世帯数。

2 辺地共聴施設新設整備事業の場合

補助額の算出方法（6）（有線共聴施設・新設）

(1) 事業費が「加入者数×3万5千円の6倍以上の額」の場合

事業費の2/3を国が負担 事業費=補助対象経費

国 (事業費の2/3)	自治体 (事業費の1/3-視聴者負担分)	視聴者負担額 (3.5万円×世帯数)
----------------	-------------------------	-----------------------

(例) 10世帯で300万円の事業費で施設改修を行う際の負担額の例

国 200万円	自治体 65万円	視聴者 35万円
2/3	1/3	

(2) 事業費が「加入者数×3万5千円の6倍未満の額」の場合

事業費から視聴者負担額を控除した後の4/5を国が負担

事業費

国 (事業費-視聴者負担額)×4/5	自治体 (事業費-視聴者負担額)×1/5	視聴者負担額 (3.5万円×世帯数)
-----------------------	-------------------------	-----------------------

※この場合、補助対象経費は事業費から3.5万円×加入世帯数を差し引いた額の6/5に相当する額となる。

(例) 20世帯で270万円の事業費により施設改修を行う際の負担額の例

国 160万円	自治体 40万円	視聴者 70万円(1世帯当たり3.5万円)
国 (補助対象経費の4/5)	自治体 (補助対象経費の1/5)	視聴者 (補助対象経費の1/5)
補助対象経費(240万円)		

補助額の算出方法（7）（有線共聴施設・大規模新設）

(1) 事業費が「加入者数×3万5千円の6倍以上の額」の場合

事業費の2/3を国が負担 事業費=補助対象経費
(300mを超える新設伝送路部分は全額負担)

国 (事業費の2/3)	自治体 (事業費の1/3-視聴者負担分)	視聴者負担額 (3.5万円×世帯数)	国 10/10
----------------	-------------------------	-----------------------	------------

(例) 10世帯で300万円の事業費で施設改修を行う際の負担額の例

国 193.3万円	自治体 61.7万円	視聴者 35万円	国 10万円
2/3	1/3		10/10

(2) 事業費が「加入者数×3万5千円の6倍未満の額」の場合

事業費から視聴者負担額を控除した後の4/5を国が負担

事業費

国 (事業費-視聴者負担額)×4/5	自治体 (事業費-視聴者負担額)×1/5	視聴者負担額 (3.5万円×世帯数)
-----------------------	-------------------------	-----------------------

※この場合、補助対象経費は事業費から3.5万円×加入世帯数を差し引いた額の6/5に相当する額となる。

(例) 20世帯で270万円の事業費により施設改修を行う際の負担額の例

国 160万円	自治体 40万円	視聴者 70万円(1世帯当たり3.5万円)
国 (補助対象経費の4/5)	自治体 (補助対象経費の1/5)	視聴者 (補助対象経費の1/5)
補助対象経費(240万円)		

補助額の算出方法(8) (無線共聴施設・新設)



事業費の2/3を国が補助

- ① 受信アンテナ
- ② デジタルヘッドエンド
- ③ 有線伝送路
- ④ 受信装置
- ⑤ ギャップファイラー

事業費＝補助対象経費



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担

(例) 50世帯で事業費総額600万円の施設改修を行う際の負担額の例



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担

補助額の算出方法(9) (無線共聴施設・大規模新設)



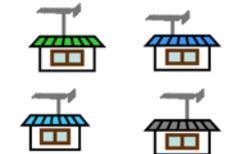
事業費の2/3を国が負担
(300mを超える新設伝送路部分は全額負担)

- ① 受信アンテナ
- ② デジタルヘッドエンド
- ③ 有線伝送路
- ④ 受信装置
- ⑤ ギャップファイラー

事業費＝補助対象経費



新設伝送
路部分



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担

(例) 50世帯で事業費総額600万円の施設改修を行う際の負担額の例



個別受信アンテナ等は
視聴者が各戸自己負担

(参考3) 新設伝送路が300mを超える施設における経費積算の方法

1 概要

辺地共聴施設の改修又は新設において、地上デジタル放送を受信するための伝送路整備が長距離となる事例が増加しており、負担をより軽減するため、伝送路整備において次のすべての要件を満たす施設については、300mを超える整備部分の経費について補助率 10/10 の適用がある施設とし、具体的な経費の算出は本経費積算に基づくものとします。

(1) 対象となる施設の要件

- ① 地上デジタル放送を受信するために、新設伝送路を整備するものであること。
- ② 新設伝送路の長さが300mを超えるものであること。
- ※ 新設伝送路の長さは、ブロックダイヤグラム等の図面に記載された伝送路の長さによることとし、引込線(世帯に最も近接するタップオフ(光ファイバの場合はクロージャ)から世帯までの線路)は除きます。
- ③ 300mを超える新設伝送路整備を含めた経費の総額(以下「総事業費」という。)が、加入世帯数に3万5千円を乗じて得た額の4倍以上(新設の場合は6倍以上)となること。
- ※ 無線方式の場合には、加入世帯が個別に受信アンテナ等を自己負担するため、加入世帯数に対する3万5千円分については考慮しません。

(2) 補助率

- 新設伝送路のうち300mを超える部分の設置に要する経費 → 10/10
- 上記以外の伝送路設置に要する経費及び新設伝送路以外の設置に要する経費 → 1/2(改修)
2/3(新設)

2 補助対象設備

(1) 新設伝送路

交付要綱別表第2に掲げるもののうち次の設備とします。

自営柱、中継増幅器、同軸ケーブル、同軸ケーブルコネクタ、光ファイバケーブル、光送信機、光受信機、電源設備(受信点設備と新設伝送路設備の両方に供給するものを含む)、タップオフなど

(2) 新設伝送路以外

交付要綱別表第2に掲げるものとします。

3 経費積算の方法

(1) 施設・設備の設置に要する経費

- ① 新設伝送路の設置に要する経費全額を求めた上で、新設伝送路の総距離と300m の比率により按分して積算下さい。
- ② 新設伝送路以外の設置に要する経費を積算して下さい。
- ③ 上記①及び②で積算した経費は、次表により補助率の区分ごとに集計して下さい。

補助率 1/2(改修)又は 2/3(新設)が適用される経費	補助率 10/10 が適用される経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①のうち 300m 相当の伝送路の設置に要する経費 ・ 上記②で積算した経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①のうち 300m 相当の伝送路設置に要する経費を全額から差し引いた伝送路経費

(2) 附帯工事費

附帯工事は、次表により補助率の区分ごとに集計して下さい。

附帯工事費の区分		補助率 1/2(改修)又は 2/3(新設)が適用され る経費	補助率 10/10が適 用される 経費
宿泊費 交通費	新設伝送路に係る もの	必要な経費を積算し伝 送路長により按分	同左
	新設伝送路以外に 係るもの	必要な経費を積算	×
受信点徒行費 調査費 設計費 完了検査・報告書作成費		必要な経費を積算し上 記(1)の③で集計した 施設・設備の設置に要 する経費の比率で按分	同左
再放送同意申請代行 設備変更申請(届)代行		必要な経費を積算	×
申請代行費 (電柱共架 道路・河川・鉄道横断)	新設伝送路 に係るもの	必要な経費を積算し伝 送路長により按分	同左
	新設伝送路以外に 係るもの	必要な経費を積算	×
共架柱改修費		必要な経費を積算し伝 送路長により按分	同左
電柱共架料(平成 27 年3月末までの料金に相当す る額を上限とする。)を一括して支払う場合の経費 ※ 1kmを超える新設伝送路整備を行うものが補助 の対象		必要な経費を積算 (新たに設置する伝送 路整備に伴い使用する 共架柱の本数、単価、 期間により経費を積 算)	×

(3) 一般管理費

一般管理費は、上記(1)及び(2)で集計した経費を補助率の区分ごとに合算し、その比率で按分して
下さい。

(4) 経費の集計

上記(1)～(3)で集計した経費を補助率の区分ごとに合算し、当該区分ごとに消費税及び値引き等を
加減して集計して下さい。

4-1 補助金額算定の考え方(有線共聴施設改修の場合)

改修に要する経費及び世帯数に応じて次により算定します。

(1) 総事業費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額以下の場合
補助対象外となります。

(2) 総事業費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の4倍未満の場合

総事業費から世帯数に3.5万円を乗じて得た額を差し引いた額の4/3に相当する額に補助率(1/
2)を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)が補助金額となります。ただし、(1)に該当する場合を除きま

す。

$$(\text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円}) \times 4/3 \times 1/2 = (\text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円}) \times 2/3$$

- (3) 総事業費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の4倍以上であって、補助率1/2が適用される経費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の4倍未満の場合

次の額の合計が補助金額となります。

- 世帯数に3.5万円を乗じて得た額の4倍に相当する額に補助率(1/2)を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)

$$\text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 4 \times 1/2 = \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 2$$

- 総事業費から世帯数に3.5万円を乗じて得た額の4倍に相当する額を差し引いた額に補助率(10/10)を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

$$(\text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 4) \times 10/10 = \text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 4$$

- (4) 補助率1/2が適用される経費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の4倍以上の場合
次の額の合計が補助金額となります。

- 補助率1/2が適用される経費に補助率(1/2)を乗じて得た額(千円未満切捨て)

- 補助率10/10が適用される経費に補助率(10/10)を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

4-2 補助金額算定の考え方(有線共聴施設新設の場合)

新設に要する経費及び世帯数に応じて次により算定します。

- (1) 総事業費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額以下の場合
補助対象外となります。

- (2) 総事業費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の6倍未満の場合

総事業費から世帯数に3.5万円を乗じて得た額を差し引いた額の6/5に相当する額に補助率(2/3)を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)が補助金額となります。ただし、(1)に該当する場合を除きます。

$$(\text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円}) \times 6/5 \times 2/3 = (\text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円}) \times 4/5$$

- (3) 総事業費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の6倍以上であって、補助率2/3が適用される経費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の6倍未満の場合

次の額の合計が補助金額となります。

- 世帯数に3.5万円を乗じて得た額の6倍に相当する額に補助率(2/3)を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)

$$\text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 6 \times 2/3 = \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 4$$

- 総事業費から世帯数に3.5万円を乗じて得た額の6倍に相当する額を差し引いた額に補助率(10/10)を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

$$(\text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 6) \times 10/10 = \text{総事業費} - \text{世帯数} \times 3.5 \text{万円} \times 6$$

- (4) 補助率2/3が適用される経費が、世帯数に3.5万円を乗じて得た額の6倍以上の場合
次の額の合計が補助金額となります。

- 補助率2/3が適用される経費に補助率(2/3)を乗じて得た額(千円未満切捨て)

- 補助率10/10が適用される経費に補助率(10/10)を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

4-3 補助金額算定の考え方(無線共聴施設の場合)

次の額の合計が補助金額となります。

ア 置換の場合

- 補助率1/2が適用される経費に補助率(1/2)を乗じて得た額(千円未満切捨て)
- 補助率10/10が適用される経費に補助率(10/10)を乗じて得た額(千円未満は切捨て)
- イ 新設の場合
 - 補助率2/3が適用される経費に補助率(2/3)を乗じて得た額(千円未満切捨て)
 - 補助率10/10が適用される経費に補助率(10/10)を乗じて得た額(千円未満は切捨て)

5 その他

(1) 複数の施設又は地区を一体で整備する場合の新設伝送路長の考え方

ア 改修・置換

複数組合を統合して一組合とする場合及び複数組合のまま改修又は置換をする場合の新設伝送路の長さは、改修前の施設ごとに区分して300mを超えるか否かを判定することとします(新設伝送路の全長で300mを超えるか否かの判定をするものではありません。)

イ 新設

複数の難視地区の対策を一の事業主体によって行う場合の新設伝送路の長さは、有線新設にあっては施設単位(届出)で、無線新設にあっては無線局免許単位で判定することとします。(ただし、届出上、一の組合(事業主体)であっても市町村全域を整備するようなものは除く。)

【具体例】(複数の難視地区を整備する場合)

・有線共聴の場合

総新設伝送路長が1,300mの一の有線共聴を新設し、新難地区3箇所を一体で整備するケース

$$\text{総新設伝送路長} 1,300\text{m} - 300\text{m} = 1,000\text{m}$$

⇒ 1,000m分が定額補助(10/10)の対象となる。

・無線共聴の場合

総新設伝送路長が1,300m、送信点(GF)数が2箇所の無線共聴を新設し、新難地区3箇所を一体で整備するケース

$$\text{総新設伝送路長} 1,300\text{m} - \text{送信点(GF)} 2\text{箇所} \times 300\text{m} = 700\text{m}$$

⇒ 700m分が定額補助(10/10)の対象となる。

事業主体の形態		想定される整備手法	伝送路長の考え方
新設	難視地区毎に組合組成	個々の地区毎に施設整備	受信点から当該地区の末端(無線は送信点)まで
		近隣施設との接続(信号供給) → 受信点整備を行うよりも安価	接続部分から当該地区の末端(無線は送信点)まで
	複数の難視地区を一の組合(事業主体)で対応	一の施設として整備	【有線】 当該複数地区で整備される受信点から各地区の末端まで(届出上、一の組合(事業主体)であっても、市町村全域を整備するようなものは除く。) 【無線】 無線局免許単位で整備する新設伝送路(総新設伝送路長から、整備する送信点(GF)の数に300mを乗じて得た距離を除いた伝送路長)
改修・置換	複数組合を統合して一組合とする場合及び複数組合のまま有線改修又は無線置替する場合には、合算した伝送路長では扱わない。		

(2) 一の補助事業により複数の送信点(GF)整備を行う場合の電柱共架料について

電柱共架料の支援については新設伝送路長が1kmを超える施設を対象としているところ、複数の送信点(GF)整備を行う無線共聴の場合については、1送信点(GF)当たりの平均新設伝送路長が1kmを超える事業を対象とします。(総新設伝送路長/送信点(GF)数 > 1km)

(3) 用地取得費・道路費

新設伝送路を整備するために必要となる用地取得費・道路費についても、上記3の項に準じて積算することとします。

2 交付申請書の作成

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人(設立準備中のものを含む。)、都道府県又は市町村(以下「申請者」という。)は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

◎交付申請に当たっての留意点

- 1 交付要綱第6条の申請は、共聴対策については同要綱第3条に規定されている「市町村」に限られます。
- 2 交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の実施内容と補助金額を決定するものです。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成してください。
- 3 共聴組合が事業主体の場合は、市町村においても補助金交付要綱等を策定し、審査する必要がありますので注意をお願いします。(交付申請の段階で策定されていることが必要です。)
- 4 交付決定の額は、50万円を下限としていますので、50万円未満となる事業については、補助対象とはなりませんので注意をお願いします。
- 5 消費税については、市町村又は共聴組合のどちらが事業主体であっても、補助対象とすることができます。(ただし、共聴組合であっても消費税額が控除される場合があります。(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第4項))

(1) 申請書の作成について

① はじめに

- ア 申請書は正本(代表者の押印があるもの)1部を提出してください。
- イ 交付要綱様式1により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「補助事業の概要」及び別紙2「工事概要書」、見積書等は内容を必ず一致させてください。
- ウ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している(予定も含む)場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにしてください。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

- ア 申請書(交付要綱様式第1号)
- イ 補助事業の概要(交付要綱様式第1号別紙1)
- ウ 工事概要書(交付要綱様式第1号別紙2)
- エ 市町村の補助事業に関する規程又は要綱(共聴組合が事業主体に限る)
- オ 見積書(注1)

カ 契約予定内容に関する調査票（別添5）（注1）

キ 口座設置届出書（別添6）

ク 参考資料

必要に応じてア～クを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付（注2）のこと

（注1）

ケーブルテレビへの移行の場合であって、ケーブルテレビへの加入を自主事業として実施するものは、当該加入に要する費用の見積書の提出、契約予定内容に関する調査票についても提出をお願いします。（施設の撤去のみが補助事業となるため、事前着手となっていないか等確認のためです。）

（注2）ケーブルテレビへの移行の場合には、参考資料として次のものを添付願います。

(ア) 交付申請時点において、加入を予定している有線一般放送事業者の契約約款に規定する料金が分かる資料（契約約款の該当部分の写しなど（抜粋可））

(イ) 有線電気通信法第3条の規定に基づく届出書の写し又は放送法第133条第1項の規定に基づく一般放送業務開始届出書の写し若しくは同法第127条第2項の規定に基づく通知の写し

(ウ) 本申請に関して、関係者の同意を得ていることを示す書類等（共聴組合における決議書などの写しで可）

なお、申請が次の内容となる場合には、関係者の同意を得ていることを示す書類等にその旨を盛り込むこと

- ・ ケーブルテレビの加入について補助事業を利用せず、自主事業として行う場合には、ケーブルテレビの加入を予定している世帯数及び移行しない世帯の対応について関係者の同意を得ていることが分かる内容（既に契約している場合には補助の対象とはなりません。）
 - ・ 施設の撤去について補助事業を利用せず、自主事業として行う場合には、施設撤去の時期及び撤去について関係者の同意を得ていることが分かる内容
- (エ) 住宅地図等に交付申請時点において辺地共聴施設に加入している世帯とケーブルテレビへの移行を予定している世帯を明示したものを提出すること（基本的には一致することを想定）

◎交付申請書の作成に当たっての留意点

- 1 複数の共聴施設を1の市町村が一括して申請する場合は、イ、ウ、オについて共聴施設ごとに編纂をお願いします。
- 2 複数の共聴施設を1の工事事業者が一括して請け負う場合、オの記載はどの共聴施設の工事であるのかを明確にしてください。（例：事業費の総括表を添付するなど）
- 3 添付する図面（配置図等）については、見積書に明記されている補助対象設備が確認できるものをお願いします。（例：ブロックダイヤグラムなど）

（2）申請書の記載例

交付要綱様式第1号、同様式第1号別紙1第4、同様式第1号別紙2

（3）見積書

見積書は、以下に従い、工事業者からの複数見積りを徴取した上で、別に提供している様式により作成してください。

(ア) 原則、複数業者から業者独自の見積り（別添2の「標準価格」によるものではなく、業者自身が定める単価を用いて積算された見積り。以下同じ。）を徴取。

- (イ) 地域事情等により、複数業者からの見積りを徴取することが困難な場合は、徴取可能な業者独自の見積りを徴取。
- (ウ) 業者から見積りを徴取することが困難な場合は、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」を参考にして積算。

※ 補助事業の採択要件のひとつである「事業に必要とする経費が適正であること」については、原則として、以下の考え方にに基づき審査します。

- ・上記(ア)にあつては、複数業者からの業者見積りを比較し、かつ別添2の「標準価格」と比較した上で、より安価な事業費となっているか。
- ・上記(イ)にあつては、業者独自の見積りと、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」を比較した事業費となっているか。
- ・上記(ウ)にあつては、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」に照らし著しく乖離した事業費となっていないか。

なお、ケーブルテレビへの移行のうち、加入に要する経費は、加入を予定している有線一般放送事業者による見積りで差し支えありません。

ただし、別に提供している様式により難しい場合には、適宜の方法で作成することができます。見積書の作成に当たっては、次の点に留意してください。

◎見積書の作成及び確認留意点

1 表紙

- (1) 見積書作成者（自治体又は工事業業者）（代表者名、印も必要）
- (2) 見積書作成の日付
- (3) 工事名

2 内訳書

内訳書については、以下のポイントについて確認をお願いします。

- (1) 経費の分類及び金額の積算については、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (2) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・交付対象、交付対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
 - ・〇〇一式△△円となっている場合はその内訳を確認すること。
 - ・ケーブルテレビへの移行の場合には、内訳に宅内工事、宅内に設置される機器（STB、ONU等）が含まれていないことを確認すること。
- (3) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (4) 機器の個別単価が社会一般的な物価等に対して著しく乖離していないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を添付すること。
 - ・確認のポイント
 - 複数事業者からの相見積りを原則としていることから、これら見積りを比較・確認する。
 - 複数見積りを徴取した資料について全て添付する。
 - 1業者しか見積りがとれない場合は、標準価格に示した価格と比較・確認する。
 - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する。
 - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと。
- (5) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- (6) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか、歩掛はどのような基準に基づいているかを記載すること。
- (7) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、どのような基準に基づいているかを記載すること。また、率に

よらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出すること。
(8) 撤去費については、既存共聴施設を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなどその理由を添付すること（交付対象とする撤去工事の範囲を図面等で明示すること）。

(4) 契約予定内容に関する調査票（別添5）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式も含む。）による場合には、その理由を明確に記載すること。

○プロポーザル方式：そのプロジェクトに最も適した創造力、技術力、経験などを持つ「設計者（人）」を選ぶ方式

○コンペ方式：「設計案」の良否を検討して選ぶ方式

記載例：補助金交付申請書

様式第1号（第6条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長
総務 太郎 印（注2）

平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

（災害救助法適用地域に係る）（国庫債務負担行為に係る）平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1） 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

1 補助事業の目的

（有線共聴施設の改修又は無線共聴施設に置換する場合の例）

地理的、地形的な条件により家庭のアンテナでは〇〇町をエリアとする地上アナログ放送が良好に受信できない地域において、地上デジタル放送を受信するため、各利用世帯までの引き込み線に当たる部分を無線（有線）によって伝送する施設を整備することにより、当該地域の難視聴解消を図る。

（有線放送設備に置換（ケーブルテレビへの移行）する場合の例）

地理的、地形的な条件により家庭のアンテナでは〇〇町をエリアとする地上アナログ放送が良好に受信できない地域において、地上デジタル放送を受信するため、施設の改修をせず、有線一般放送事業者との契約により放送サービスの提供を受けることにより、当該地域の難視聴解消を図る。

（共聴新設する場合の例）

これまで家庭のアンテナで〇〇町をエリアとする地上アナログ放送が受信できていた地域において、地上デジタル放送の受信が困難となるため、各利用世帯までの引き込み線に当たる部分を無線（有線）によって伝送する施設を整備することにより、当該地域の難視聴解消を図る。

2 交付を受けようとする補助金の額（注3） 金 ○○, ○○○千円

（注3）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業（施設・整備費等）の場合）
- 別紙1 第2（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）
- 別紙1 第3（デジタルテレビ中継局整備事業の場合）
- 別紙1 第4（辺地共聴施設整備事業の場合）
- 別紙1 第5（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）の場合）
- 別紙1 第6（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）の場合）
- 別紙1 第7（暫定的難視聴対策事業の場合）
- 別紙1 第8（デジタル受信相談・対策事業の場合）
- 別紙1 第9（地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合）
- 別紙1 第10（受信機器購入等対策事業費補助事業の場合）
- 別紙1 第11（暫定的放送設備運用事業）

ケーブルテレビへの移行の場合はここにチェックを入れてください。

4 年割額
5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率（注4）

（注4）「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げる。

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 工事概要書 携帯電話等エリア整備事業（賃借費）、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業及び地上デジタルテレビ放送コールセンター事業を除く。）
- (3) 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合）
 サービスエリアが該当する補足事項3（3）の各号に掲げる地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）
 都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）
 対策事業を市町村の連携主体が行う者については、
 - ① 当該対策事業を行う市町村の連携主体を構成する全市町村を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該対策事業を行う市町村の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注5）
- (4) 災害救助法が適用された市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書その他災害により被害を受けたことが証明できる写真等（平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された地域において、災害により被害を受けた施設・設備に対する事業の場合（携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業又は辺地共聴施設整備事業に限る。）

※連携主体に該当する場合は、■で塗りつぶしてください。

記載例：補助金交付申請書

様式第1号：別紙1 第4

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名（注1） 又は共聴組合名 代表者氏名（注3）	（事業主体となる者を記載すること） （注2）
施設の設置場所	○○県○○郡○○町の一部 ○○県○○郡○○町○○ ※有線共聴の場合は受信点。無線共聴の場合は受信点及び送信点 ケーブルテレビへの移行の場合には、現在の受信点。
着工予定日	交付決定日以後、速やかに着手
完了予定日	平成○○年○月○○日 ※当該年度内であること。

余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなどは避けてください。
 なお、間接補助事業者における工事完了日は、支払いが完了した日です（P82参照）。

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア
地上デジタル放送	（事業主体となる者を記載すること）	○○町○○ ○○町○○ ○○町○○

共聴組合名を記載してください。

国庫補助金申請額 事業費 × 補助率	事業費 （千円）
施設・設備費	○○, ○○○
用地取得費・ 道路費	○○, ○○○
合計	○○, ○○○ (□□, □□□)

記載不要です。

補助対象となる事業費を記載してください。

- ・ 事業費と補助対象経費が異なる場合には、事業費を記載するとともに、補助対象経費を（ ）書きで記載してください。
- ・ なお、ケーブルテレビへの移行であって、補助事業の利用が加入に要する費用又は施設の撤去費用のどちらかのみとなる場合には、利用を予定している事業の経費のみ計上してください。

【ケーブルテレビへの移行の場合】

- 1 世帯数は次の2つを記載してください。
 - ① 交付申請時点において辺地共聴施設に加入している世帯数
 - ② 補助事業を利用してケーブルテレビへ加入する世帯数
 (注) 基本的には、①と②の世帯数は一致することを想定しています。
- 2 1の①と②の世帯数が異なる場合
 - ②の世帯数が少なくなる場合には、①との差分となる世帯の対応について記載願います。
 なお、このケースは個別受信への移行が想定されますが、補助事業において施設の撤去まで行う場合には、個別受信移行世帯の対応の影響により、撤去が事業年度内に完了できない事態とならないよう注意してください。
- 3 施設の撤去を自主事業で行う場合
 - 撤去予定年月日を分かる範囲で記載してください。

世帯数（使用されているタップオフの端子の数）を記載してください

備 考

自主事業（補助対象外事業）を併せて実施する場合は、その事業費の資金計画等を、記載例を参考に記載してください。

(注1) 辺地共聴施設整備事業を行う者が、市町村の場合に記載のこと。

(注2) 地方公共団体の連携主体にあっては、
 「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
 市町村長名
 」
 と記載すること。

(注3) 辺地共聴施設整備事業を行う者が、共聴組合の場合に記載のこと。

千円

記載例

収 入 (資金計画)		支 出 (補助対象外事業費)
借入金	〇〇, 〇〇〇	
自己資金	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
その他 () (注4)	〇〇, 〇〇〇	
合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

(注4) 財源の内容を記載する。(例：市町村実施事業(地方債)など)

記載例：補助金交付申請書

様式第1号：別紙2

工事概要書

市町村長
総務 太郎 印（注1）

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

1 設置場所（注2） 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇

（注2）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに
固有名称が有る場合は、当該名称を付記する。

ケーブルテレビへの移行の場合には、現在の受信点を記載する。

2 建設用地（注3）

- | | | | |
|------------------------------|-------------------------|---|---|
| (1) 敷地面積 | 〇〇〇. 〇m ² | } | 有線共聴の場合は受信点。無線共聴の
場合は受信点及び送信点ごと。 |
| (2) 海拔高 | 〇〇〇m | | |
| (3) 敷地の所有関係 | | | |
| <input type="checkbox"/> 購入 | | | |
| <input type="checkbox"/> 借地 | 県、市有地、その他（具体的に）の別 | | |
| <input type="checkbox"/> 既所有 | 主な借地条件（借地料、借地期間等） | | |
| (4) 用地周辺の状況 | 平地、山地の別 | | |
| | 取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等 | | |
| (5) 開発規制の状況 | 地目 〇〇〇 | | |
| | 開発規制指定解除の必要の有無 | | |

（注3）ケーブルテレビへの移行については、記載は不要です。項目は削除しないよう留意願います。

3 施設の内容（注4）

- | | | | |
|--------------|-------|---------|-----|
| (1) 鉄塔の構造等 | 〇〇〇〇型 | 高さ（地上高） | 〇〇m |
| (2) ケーブルの長さ | 〇〇〇m | | |
| (3) 中継増幅装置の数 | 〇台 | | |

該当する事項を記載してください。
有線方式への改修の場合には、取替又は追加に係る事項
のみを、その旨を併記して記載してください。

（注4）ケーブルテレビへの移行については、記載は不要です。項目は削除しないよう留意願います。

4 実施計画

- (1) 着手（予定）年月日 交付決定日以降、速やかに着手

- (2) 用地取得（予定）年月日 交付決定日以降、速やかに着手
 (ケーブルテレビへの移行の場合には、記載不要です。)
- (3) 着工（予定）年月日 交付決定日以降、速やかに着手
- (4) 完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなどは避けてください。
 なお、間接補助事業者における工事完了日は、支払いが完了した日です（P 82参照）。

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始 (予定) 年 月 日
デジタル方式のテレビジョン放送	〇〇テレビ共同視聴組合	〇〇町〇〇 〇〇町〇〇 〇〇町〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日

ケーブルテレビへの移行の場合には、「ケーブルテレビへの移行によるデジタル方式のテレビジョン放送」と記載してください。

- ・ 余裕を持ってサービス開始日を記載することは可能ですが、一律年度始めに設定するなどは避けてください。
- ・ ケーブルテレビへの移行の場合には、有線一般放送事業者による放送サービスの提供が可能となる日を記載してください。

6 資金計画

(千円)

収 入		支 出		
財 源 内 訳		経 費 区 分	(事 業 費)	
補 助 金	交付（予定）額	施設・設備費	〇〇, 〇〇〇	
	〇〇, 〇〇〇			
対策事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	〇〇, 〇〇〇	
	借 入 金			〇〇, 〇〇〇
	自 己 資 金			〇〇, 〇〇〇
	その他 () (注5)			〇〇, 〇〇〇

小計	〇〇, 〇〇〇		
合計	〇〇, 〇〇〇	合計	〇〇, 〇〇〇

(注5) 財源の内容を記載する。(例:市町村実施事業(地方債)など)

7 添付図面(注6)

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略)
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図(携帯電話等エリア整備事業の場合)

「各階平面図」は辺地共聴施設の場合不要。

(注6) ケーブルテレビへの移行については、添付省略。

辺地共聴施設整備事業の場合は、「施設のブロックダイアグラム(有線方式による改修の場合には、取替又は追加する機器が、それぞれ識別されていること)」を添付すること。

別添 5 契約予定内容に関する調査票（第2章 2の(1)②カ関係）

(1) 補助事業を行うに当たって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記載）をすべて記載。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積者数	見積額（円）
合計					

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記載。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するに当たり、見積りを取った者数を記載。

注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記載。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

(2) (1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記載。

番号	契約名（予定）	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額（円）
合計				

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記載。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記載。

番号	契約名（予定）	随意契約を行う根拠 （地方自治法）	随意契約の理由

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記載。

別添 6 口座設置届出書（第 2 章 2 の(1)②キ関係）

平成 年 月 日

官署支出官

総務大臣官房会計課長 殿（注）

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記載					
		旧債主コード					
口座名義	フリガナ						
	氏名						
住所	郵便番号						
	フリガナ						
	漢字						
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店 (出張所)						
預金種別 (該当に○印)	①普通預金 (総合口座) ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金						
口座番号	銀行番号		支店番号		口座番号		
所属	職員	局					課 (室)
	委員等						
	法人						

※太枠内を記載してください。

(注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局総務部長又は沖縄総合通信事務所次長を記載すること。

3 有線電気通信法による届出、放送法による一般放送の業務の登録、一般放送の業務の開始の届出

◎有線電気通信法と放送法との手続関係について

施設の規模	登録一般放送事業者の登録	施設の面		業務の面 一般放送による業務開始届等
		有線電気通信法による設置届 同一建物内及び同一構内に設置する場合	左記以外の場合	
501 端子以上	○	×	×	×
51 端子から 500 端子まで	×	×	○	○
50 端子以下	自主放送を行うもの	×	○	○
	同時再放送のみのもの	×	○	×

(注) ○印は要、×印は不要を表す。

◎有線電気通信法による届出に当たっての留意点

1 有線共聴施設・無線共聴施設のどちらの改修又は新設であっても、有線電気通信法第3条第1項から第3項までの規定による届出が工事開始の2週間前までになければ補助対象とはならないので注意してください。(特に届出のない共聴施設を補助金によって改修する場合は、交付申請書を提出する前に同法による届出を提出すること)

2 使用する様式について

【無線共聴】

- 設置する場合
有線電気通信法施行規則別紙様式第一及び第二
- 変更する場合
有線電気通信法施行規則別紙様式第四及び第二
- 廃止する場合
有線電気通信法施行規則別紙様式第五

【有線共聴施設であって、端子数が50以下】

無線共聴の場合と同じ

【有線共聴施設であって、端子数が51以上500以下】

無線共聴の場合と同じ。ただし、その場合は放送法施行規則別表第40号の様式による業務開始届も提出する必要があります。

また、次の様式により提出することができます。

- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令別記第1様式から別記第3様式

(1) 有線電気通信法による届出

① はじめに

- ア 届出書は正本（代表者の押印があるもの）と副本（コピーしたもの）の2部を提出してください。
- イ 届出と交付申請で共通する事項は一致させてください。
- ウ 届出書を郵送する際は、切手の貼った返信用封筒を同封してください。（宛先は各地方総合通信局）

② 届出書の記載例

- 有線電気通信法施行規則別紙様式第一（有線電気通信設備設置届）
- 有線電気通信法施行規則別紙様式第二（事項書）
- 有線電気通信法施行規則別紙様式第四（有線電気通信設備変更届）
- 有線電気通信法施行規則別紙様式第五（有線電気通信設備廃止届）
- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例別記第1様式（一般放送の設備設置及び業務開始届）

(2) 登録一般放送事業者の登録

登録一般放送事業者による登録の対象は、有線共聴施設であり、かつ、当該施設の引込端子の数が501以上のものとなります。

登録の申請に当たっては、放送関係法令に従い総務省（各総合通信局）にご相談の上、申請書を提出してください。

<参照法令>

- 放送法（昭和25年法律第132号）
- 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）
- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成23年総務省令第84号）

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第一（第1条関係）

有線電気通信設備設置届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 総務 太郎 印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第二（第1条関係）

事 項 書

- 1 有線電気通信の方式
 テレビジョン（音声複合）
- 2 通信事項
 NHK、〇〇テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送

3 設備の設置場所

- (1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

種 別	設 置 場 所 住 所
受信点	〇〇町〇〇
ヘッドエンド	〇〇町〇〇

※無線共聴の場合で送信点まで有線で引き込む場合は当該送信点も記載のこと。

- (2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別添地図に記載のとおり

- (3) 設備と付近の他の施設との関係 ※該当する場合は記載のこと。

ア 電線等との離隔関係

設 備 付近の 他の施設		架空電線の 支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備 考
			m	m			
強 電 流 電 線	低 圧	m ()	()	()	m	m	
	高 圧	()	()	()			
	特別高圧	()	()	()			
建 造 物							

イ 道路等との関係

設 備 付近 他の施設	架 空 電 線	備 考
	道路、鉄道又は軌道、横断歩 道橋上の最低の高さ	
道 路	m	
鉄道又は軌道		
横断歩道橋		

そ の 他		
-------	--	--

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
—	—	—	
—	—	—	

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
〇〇〇	〇W又はdBm	〇〇	

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考
—	—	
—	—	

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
			km	km	
計					

イ 電 柱

種 類	数 量	共架電柱の相手方別数量			備 考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
木 柱	本	本	本	本	
コンクリート柱					
鉄 柱					
そ の 他					
計					

(3) 線路の電圧

V以下

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考

5 工事開始及び設置の予定期日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 （～平成〇〇年〇〇月〇〇日）

6 その他

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第四（第4条関係）

有線電気通信設備変更届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 総務 太郎

印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を下記により変更するので、有線電気通信法第3条第3項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更に係る設備の届出年月日

注1 氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。

注2 変更事項については、「有線電気通信の方式」、「設備の設置の場所」等と記載すること。

注3 変更により法第3条第2項各号に掲げる設備（第2条に掲げるものを除く。）に該当することとなるときは、別紙様式第三の書類を添えて提出すること。

注4 変更工事開始及び完了の予定年月日

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第五（第5条関係）

有線電気通信設備廃止届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 総務 太郎 印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を下記により廃止したので、有線電気通信法施行規則第5条の規定に基づき、届出ます。

記

- 1 廃止年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 廃止に係る設備の届出年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
(番号)
- 3 設備の設置場所

記載例：一般放送の設備設置及び業務開始届

一般放送の設備設置及び業務開始届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 総務 太郎 印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を設置して、一般放送の業務を行うので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

注 有線電気通信法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない有線電気通信設備及び有線電気通信法施行規則第2条に掲げる有線電気通信設備にあっては、「第2項並びに」の文字を抹消すること。

記

1 届出者

業務を執行する役員の氏名	資 本 の 額
総務 太郎	— 千円

注1 「業務を執行する役員の氏名」欄には、市町村の場合は長。共聴組合の場合は代表者を記載すること。

2 「資本の額」欄には、記載を要しない。

3 届出者が共聴組合である場合は、団体の規約を添付すること。

2 設備場所

(1) ヘッドエンド及び主たる演奏所

区 別	設置場所
受信空中線	〇〇県〇〇町〇〇
ヘッドエンド	〇〇県〇〇町〇〇

注1 設置の場所は、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。

2 受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。

(2) 線路及び付近の道路

注 地図に記載すること

(3) 設備と工作物又は道路との関係

ア 電線等との 離隔距離	設備 付近の工作物		架空電線 の支持物	単独柱 の架空 電線	共立柱 の架空 電線	屋内電 線	地中電 線	備考
	電線			0.3m	0.3m			
	強電流 電線	低圧	0.3m ()	0.3 ()	0.3 ()	0.3m	m	
		高圧	0.3 ()	0.5 ()	0.5 ()			
		特別高圧	()	()	()			
建造物			0.3	0.3				
イ 道路等との 関係	設備 関係 付近の道路 及び工作物		架空電線			備考		
			道路、鉄道又は軌道、横断歩 道上の最低の高さ					
	道路		5m					
	鉄道又は軌道		6					
	横断歩道橋		3					
その他		5			河川横断(水面上)			

注1 アの強電流電線の備考欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、アの強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考欄には、注1の要領で記載すること。

3 イの備考欄には、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

4 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるように記載した図等を添付すること。

3 設備の概要

(1) 機	ヘッド ド エ	種類	台数	備考
		〇〇〇〇	〇台	
	自装 主置 放送	種類	台数	備考
		〇〇〇〇	〇台	
中器 継	種類	台数	定格出力 レベル	備考

械	増幅	〇〇〇〇	〇台	〇〇dB μ			
	分及 岐び 器タ 、ツ 分プ 配オ 器フ	種 類	台 数		備 考		
		〇〇〇〇	〇台				
	保 安 装 置	種 類	台 数		備 考		
〇〇〇〇		〇台					
線 路	(2) 線 条	架空及び地下の別		線 種	こ う 長	損 失	
		〇〇		〇〇	〇〇〇m		
	電 柱	種 類	数 量	共架電柱の相手方別数量			備 考
				電気通信 事業者	電気事業者	その他	
		木 柱	〇〇〇本	〇〇本	〇〇本	〇〇本	
		コンクリート柱	〇〇	〇〇	〇〇		
		鉄 柱					
		そ の 他					
計	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			
(3) 通電路 信力の 回及電 線び圧 の線	電 力	電 力		備 考			
		〇dBm					
	電 圧	〇〇〇					

- 注1 (1)のヘッドエンドの種類欄には、例えば、「前置増幅器」、「受信増幅器」、「周波数変換器」、「変調器」のように記載すること。
- 2 (1)のヘッドエンドの備考欄には、ヘッドエンドの出力端子及び前置増幅器の定格出力レベル(単位dB μ)単位を記載すること。
- 3 (1)の自主放送装置の種類欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホンニック式」、「ステレオホンニック式」の別を、また、フィルム投射器については、「8ミリフィルム用」、35ミリスライド用」のように記載すること。
- 4 (1)の中継増幅器の種類欄には、例えば、「幹線増幅器」、「分岐増幅器」、「延長増幅器」のように記載すること。
- 5 (1)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であつて、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁気を等分する装置であつて、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「タップオフ(2分配)」のように

記載すること。

- 6 (1) の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の総数を記載すること。
- 7 (1) の保安装置の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 8 (1) の各機械の種類欄には、光電変換器がある場合は、例えば、「LD(1.5 μ m)」、「LED(0.85 μ m)」のように記載すること。
- 9 (2) の線条の線種欄には、例えば「7C-2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 10 (2) の電柱の数量の欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記載すること。
- 11 (2) の電柱の木柱の備考欄には、共架電柱以外の木柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。
- 12 (3) の備考欄には、設備の通信回線が有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。
- 13 (3) の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。
- 14 受信空中線がある場合は、(1) のヘッドエンドの欄に記載し、備考欄に受信空中線の地上高（単位m）を記載すること。

4 工事開始及び設置の予定期日

工事開始予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注 工事を要しない場合は、設置の日を記載すること。

5 業務の概要

(1) 一般放送の種類				
業 務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た 放送事業者名
	NHK、〇〇テレビジ ョン放送局の放送の 同時再放送	〇〇〇MHz		
	〇〇〇			
(3) 業務区域	地図に記載のとおり			
(4) 放 送 番 組 に 関 す る 事 項	放送番組の編集の基準		放送時間	
	—		1日当たり 時間	
			主たる放送事項	

(5) 業務開始の 予定期日	—	(6) 業務開始時の受信 契約者の見込数	— ()
-------------------	---	-------------------------	----------

注1 (1)の一般放送の種類欄には、放送法施行規則第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	有線一般放送—テレビジョン放送
	有線一般放送—ラジオ放送—告知放送業務

- 2 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。
- 3 (2)の用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)テレビジョン音声多重放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)テレビジョン文字多重放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。
- 4 (2)の再放送の同意の欄には、再放送をする場合に○印を付すとともに、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。(ただし、簡素化により省略することもできる。)※
- 5 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 6 (4)の欄は記載を要しない。
- 7 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考4) 区域内再放送同意の簡素化について

平成20年5月23日

(社) 日本CATV技術協会 御中
全日本電気工事業工業組合連合会 御中
(社) 電設工業協会 御中
全国電機商業組合連合会 御中

全国地上デジタル放送推進協議会

既設共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意の簡素化について (通知)

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の地上デジタル放送推進への取組みに、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2011年の地上デジタル放送への完全移行に向けては、改修のための手続き等に時間を要する集合住宅共聴施設、辺地共聴施設及び都市受信障害対策共聴施設のデジタル化への対応が急務となっており、それらの共聴施設のデジタル化対応の迅速化のために、早期に総合的・重点的な対策を講じることが必要であります。

その対策の一環として、当協議会では、既設の共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意の簡素化にも取り組むこととし、このたび、別添1の条件を満たす共聴施設について、当分の間(2012年末まで)、

①再送信同意を得るために要する手続等を経ずとも再送信同意が与えられていることとする(申請不要とする)

又は、

② 再送信同意の申請があり次第、速やかに同意を行うこととする

のいずれかの措置を講じることとしましたので、通知させていただきます。

各放送事業者がいずれの措置を講じるかについては、別添2のとおりです。

貴団体におかれましては、構成員の方々に、本情報を周知していただき、既設の共聴施設の改修促進に役立てていただければ幸いです。

なお、この同意の簡素化については、区域外再送信を含む場合は排除されるものであり、このような場合には通常の再送信同意の手続きにより行うこととしておりますので、念のため申し添えます。

敬具

(連絡先)

全国地上デジタル放送推進協議会事務局

電話：03-5253-5820

FAX：03-5253-5794

簡素化の条件

簡素化を行う具体的条件は、非営利であって、同一建築物内又は届出対象の共聴施設が区域内再送信のみを行う場合とし、下表の太枠内で示す部分とする。

表：区域内再送信同意に関する同意手続の簡素化の範囲（太枠内）

		同一建築物内（注2参照）	同一建築物以外
届出不要施設 （50端子以下で同時再送信のもの）		同意不要 （有線テレビジョン放送法の適用対象外）	
51端子以上	届出施設 （51端子以上500端子以下）	簡素化の対象 （区域内再送信のみを行う場合に限り簡素化の対象）	
	許可施設 （501端子以上）		
	営利目的のCATVが提供 （注3）	必要	

（注1）上表の整理は、区域内再送信のみを行うものに限る場合であり、区域外再送信を含む場合は含まれない。

（注2）複数の棟に分かれている場合には、1つの棟を「同一建築物」とする。

（注3）51端子以上の施設に関しては、営利目的でCATV事業を営む者が提供する場合には同意が必要となる。

（注4）引込端子数は原則として世帯数と同一と考えられる。

（注5）上表の整理は、共同受信アンテナでデジタル放送を受信し、アナログ放送に変換して有線伝送する場合を含むものである。

（参考）有線テレビジョン放送法上は、同一構内に関しては、一の者が占有する場合（ホテル・病院・学校等）は同意が不要であるが、二以上の者が占有する場合（集合住宅（3階建て以上は90万棟弱）等）は同意が必要である。

各放送事業者における簡素化の方法

放送事業者	①	②	備考
日本放送協会	○		共聴施設設置者（従来の再送信同意申請者にあたる者）、及び共聴施設管理者の氏名（代表者名）、住所、電話番号、施設名称、戸数、再送信開始期日、共聴の設置範囲図、デジタル受信局名、受信チャンネル、伝送チャンネル等が明示された届出を当該地域のNHK放送局に提出する。書式については特に定めない。
北海道放送		○	
札幌テレビ放送		○	

北海道テレビ放送		○	
北海道文化放送		○	
テレビ北海道		○	
青森放送		○	
青森テレビ		○	
青森朝日放送		○	
I B C 岩手放送		○	
テレビ岩手	○		
岩手めんこいテレビ	○		アナログで既に再送信同意をしている施設であることを条件に①。
岩手朝日テレビ		○	
東北放送		○	
仙台放送		○	
宮城テレビ放送		○	
東日本放送	○		
秋田放送		○	
秋田テレビ	○		
秋田朝日放送		○	
山形放送		○	
山形テレビ		○	
テレビユー山形		○	
さくらんぼテレビジョン		○	
福島テレビ		○	
福島中央テレビ		○	
福島放送		○	
テレビユー福島		○	
東京放送	○		
日本テレビ放送網	○		共聴施設設置者は再送信開始の届出を提出すること。
テレビ朝日		○	
フジテレビジョン	○		
テレビ東京	○		
東京メトロポリタンテレビジョン	○		
群馬テレビ		○	
とちぎテレビ		○	
テレビ埼玉	○		
千葉テレビ放送	○		
テレビ神奈川		○	
新潟放送	○		
新潟総合テレビ	○		
テレビ新潟放送網		○	
新潟テレビ21		○	
信越放送		○	
長野放送		○	
テレビ信州		○	

長野朝日放送		○	
山梨放送		○	
テレビ山梨		○	
静岡放送		○	
テレビ静岡		○	
静岡朝日テレビ		○	
静岡第一テレビ		○	
北日本放送		○	
富山テレビ放送		○	
チューリップテレビ		○	
北陸放送	○		
石川テレビ放送	○		
テレビ金沢		○	
北陸朝日放送		○	
福井放送		○	
福井テレビジョン放送	○		
中部日本放送	○		
東海テレビ放送		○	
名古屋テレビ放送	○		
中京テレビ放送	○		
テレビ愛知	○		
岐阜放送		○	
三重テレビ放送	○		
びわ湖放送		○	
京都放送		○	
毎日放送		○	
朝日放送		○	
読売テレビ放送		○	
関西テレビ放送		○	
テレビ大阪	○		
奈良テレビ放送		○	
サンテレビジョン		○	
テレビ和歌山		○	
山陰放送		○	
日本海テレビ放送	○		
山陰中央テレビ	○		
山陽放送		○	
岡山放送		○	
テレビせとうち		○	①については、申請不要とするのではなく、事後申請も可とする。②については、申請前、申請中の工事も可能とする。
中国放送		○	
広島テレビ放送		○	
広島ホームテレビ	○		
テレビ新広島	○		
山口放送		○	

テレビ山口		○	
山口朝日放送		○	
四国放送		○	
西日本放送		○	
瀬戸内海放送		○	
南海放送		○	
テレビ愛媛		○	
あいテレビ		○	
愛媛朝日テレビ		○	
高知放送		○	
テレビ高知		○	
高知さんさんテレビ		○	
RKB毎日放送		○	
九州朝日放送		○	
テレビ西日本		○	
福岡放送		○	
TVQ九州放送	○		
サガテレビ		○	
長崎放送		○	
テレビ長崎		○	
長崎文化放送	○		
長崎国際テレビ		○	
熊本放送		○	
テレビ熊本		○	
熊本県民テレビ		○	
熊本朝日放送	○		
大分放送	○		
テレビ大分	○		
大分朝日放送		○	
宮崎放送		○	
テレビ宮崎		○	
南日本放送	○		
鹿児島テレビ放送		○	
鹿児島放送		○	
鹿児島読売テレビ		○	
琉球放送		○	
沖縄テレビ放送		○	
琉球朝日放送		○	

4 無線局免許申請書の作成

無線共聴施設を本事業により整備する場合には、電波法第6条第2項の規定による放送局の免許申請書の提出が必要となります。

申請書の提出の際には、電波法関係法令のほか別添の以下の手引きを参考にしてください。また、記載方法など不明な点につきましては、総務省（各地方総合通信局）にご相談をお願いします。

- 「山間地等における難視聴解消のための受信障害対策中継放送を行う放送局の免許申請手続について」

◎無線局免許申請に当たっての留意点

- 1 ごく小さな電力で地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備に係る技術的条件が適用される範囲を拡大するため、及びギャップファイラーを特定無線設備として追加し簡易な免許手続を可能とするため、無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則が改正されました。

これにより、簡易な免許手続による免許が可能となったほか、工事設計書の様式も改正されています。

詳細につきましては、各地方総合通信局放送課までご相談をお願いします。

- 2 また、ギャップファイラーの操作を、無線従事者の資格を要しない簡易な操作とするための規定の整備として、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成2年郵政省告示第240号）も改正されています。

第三章 交付決定後について

1 申請の取り下げ

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた法人、都道府県又は市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

交付決定を受けた市町村が、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときには申請を取り下げることができます。

市町村が交付申請を取り下げる場合として考えられる要因は、以下のとおりです。

○交付決定額が交付申請額よりも大幅に下回っている場合

○補助対象設備として申請したものが、補助対象外設備として決定された場合

上記以外にも様々な取り下げ要因が考えられるため、取り下げるべき案件が発生したら総務省（各地方総合通信局）にご相談をお願いします。

記載例：交付申請取り下げ届出書

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印



平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取り下げ届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金〇〇,〇〇〇千円の交付申請（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号）を取り下げます。

（注1） 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」

と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由
法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。	交付決定額が交付申請額よりも大幅に下回っており、事業遂行が困難なため。

2 契約

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(契約)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降とし、単年度契約でなければなりません（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札又は随意契約とすることとなっています。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるかどうかを明確にしてください。（交付申請の際に提出する「契約予定内容に関する調査票（別添5）」に契約内容及び方法について記載すること。）

また、共聴組合についても、一般競争に付することを前提としていますが、自治体のような内部規定はありません。したがって、一般競争に付することが困難として随意契約とする場合には、機器の個別単価が社会一般的な物価等に対して著しく乖離とならないよう注意をお願いします。

特に、交付申請時点において、複数業者から業者独自の見積りを徴取できていない事業については、競争入札や、それが困難な場合には必ず改めて見積りを徴取し、事業費の低廉化が図られる手法を経た上で、契約を行うようお願いします。

3 計画の変更等

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(1) 計画変更承認が必要な内容

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

イ 事業内容を変更するとき（以下は事例）

- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の整備事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更する場合。
- ・事業実施後の受信点変更等の事情により事業費が増大し、交付決定額を1円でも上回った場合。なお、様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認してください。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更を指します。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料の作成を市町村に対して依頼し、総務省（各地方総合通信局）に相談をお願いします。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認してください。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・見積書については申請時と変更後の相違表
- ・申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例は、以下のとおりです。

○認められる事例（交付決定額内であり目的の変更を伴わない場合に限る）

- ・有線伝送路のルート変更
- ・受信点の変更

○軽微な変更として認められない事例

- ・無線設備の改造
- ・送信点の変更

(3) 事業の中止、廃止について

市町村等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省（各地方総合通信局）に相談をお願いします。

(4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省（各地方総合通信局）に相談をお願いします。なお、補助事業の完了日とは工事の検査を完了した日（間接補助金の場合、市町村から共聴組合への支払いが完了した日）を指します。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがあります。

記載例：補助事業変更承認申請書

様式第4号（第10条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印



平成 〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成 〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

	変更事項	変更前	変更後
内容	ケーブル長の変更	1 0 0 0 m	1 0, 0 0 0 m
経費の配分	施設・設備費	〇〇, 〇〇〇円	〇〇, 〇〇〇円
	用地取得費・道路費		
	賃借費		
	物品費		
	労務費		
	業務委託費		
	諸経費		
	合計		〇〇, 〇〇〇円

2 変更を必要とする理由

当初計画から受信できない世帯があることが判明したため。

3 変更が補助事業に及ぼす影響
特になし

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付 決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 0千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

記載例：補助事業中止（廃止）承認申請書

様式第6号（第10条第4項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印



平成 〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度無線システム普及支援事業等補助事業を中止（廃止）したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

補助事業により〇〇町の共聴施設を整備する予定でしたが、町内の全世帯がCATVに加入したこと、遊休化した財産の維持管理費が大きいことから、当該補助事業を廃止します。

2 経費の支出額内訳

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
施設・設備費	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
用地取得費・道路費	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
賃借費	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
物品費			
労務費	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
業務委託費			
諸経費	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
合 計	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

記載例：補助事業事故報告書

様式第7号（第11条関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印

平成 〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

（注1） 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印
と記載すること。」

記

- 1 事故の内容及びその原因
台風の直撃により工事中により仮止めしていたGFが倒された。
- 2 対策事業の現在の進捗状況
最適な送信点を調査し、候補箇所を選定していたところ。
- 3 現在までに要した経費
〇〇,〇〇〇千円
- 4 事故に対してとった措置
GFの修理と調査の継続を契約業者に要請
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定
平成〇〇年〇〇月〇〇日（当初予定より1ヶ月遅延）

4 差金回収

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

限られた予算でより多くの要望団体を採択するために、入札差金を回収させていただきます。したがって、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意してください。

交付要綱第12条に基づき交付決定済の市町村に対し入札差金の額の調査を行うものです。様式は様式第8号のとおりです。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した市町村は総務省（各地方総合通信局）に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出します。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額はすべて変更後の額を用いるようお願いいたします。

記載例：状況報告書

様式第8号（第12条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印



平成 〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

（注1） 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
用地取得費・ 道路費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
賃借費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
物品費					
労務費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
業務委託費					
諸経費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
合 計	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

第IV章 実績報告について

1 実績報告書の作成

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号又は様式第15号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

実績報告書（以下「報告書」という。）は、補助事業が交付決定内容に沿って遂行されているか確認するものです。

共聴組合へ補助金を交付する市町村では、市町村自ら補助金を交付する立場から補助事業が申請のとおり確実に執行され、その事実に基づいて報告書が作成されているか、以下により審査をお願いします。

(1) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り補助事業を実施した事実について目視をお願いします。

また、整備した機器は必ず「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」と表示されているかどうか確認してください。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとします。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合があります。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合がありますので注意してください。

(2) 報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックをお願いします。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。

（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となります。）

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か。

エ 写真の機器は請求書（領収書）の機器と一致するか。

オ 図面は変更承認の内容と一致するか（ただし、交付申請時から変更された場合に限りません。）

なお、上記ウ及びエについての具体的な審査については以下のとおり。

◎請求書についての留意点

1 はじめに

交付要綱では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっています。先に提出されている申請書に添付された見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認してください。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする
こと。

イ 請求書は、請求額その他内訳等を記載した「請求書の写し」を提出すること。ただし、交付申請時の見積りと請求書の内容に差異がある場合には、詳細な内訳の提出を要するものとする。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査してください。但し、以下の項目については、特に注意をお願いします。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、理由を記載した文書を参考として添付すること。

イ 積算内容が適正か。

① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

ウ 記載内容に誤りはないか。

・事業者名（代表者名、印も必要）

・日付（請求日は事業者が市町村へ実績報告を提出する日以前となっていること。）

・工事名（「平成〇〇年度（当初、補正）無線システム普及支援事業費等補助金」の表記があること。）

・請求金額

エ その他

① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。

② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出してもらい、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

◎添付写真についての留意点

1 作成の考え方

整備した機器の事実について確認をお願いします。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけてください。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認してください。

以下の写真は不要とします。

・テレビ受像器による画質調整状況の写真

・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はありませんが、市町村は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めてください。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れてください。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲んでください。

3 撮影方法

すべての機器について写真を撮る必要はありません。受信点・送信点、増幅器、ケーブル分岐ポイントなど全体の配線構成が理解できる程度でお願いします。

(3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんしてください。

ア 実績報告書（交付要綱様式第10号）

イ 契約書の写し

ウ 領収書（又は請求書）の写し

エ 写真（ケーブルテレビへの移行に係るものは提出不要です。）

オ 図面（ただし、交付申請時から変更された場合に限る。）

なお、ケーブルテレビへの移行であって、交付申請時に提出された住宅地図等において明示された世帯の内容から変更された場合には、変更となった世帯が分かるよう当該住宅地図等を補正して提出すること。

カ ケーブルテレビへの移行完了を証明する書類

ケーブルテレビへの加入（施設の撤去は自主事業で行う場合）のみ補助事業により行った場合には、当該施設の加入者がすべてケーブルテレビへ移行（一部個別受信への移行を含む。）したことが分かるものを適宜の様式により提出すること。

注1 報告書表紙の内容、事業の目的・概要、請求書（内訳）等は内容を必ず一致させること。

注2 補助事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等をお願いします。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様をお願いします。

(4) 提出方法

市町村は、補助事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに各地方総合通信局へ「(3) 提出書類」に掲げる書類を提出をお願いします。（但し、市町村はできるだけ早期の提出に努めてください。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましいと考えます。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がありますので注意をお願いします。）

注) 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（交付対象工事の竣工時＝自治体が工事の検査を完了した日）。間接補助金の場合、市町村から共聴組合への支払いが

完了した日（支払命令年月日ではないので注意のこと）。

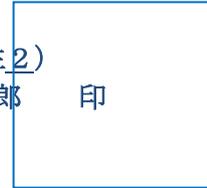
記載例：実績報告書

様式第10号（第13条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印



平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成〇〇年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」

と記載すること。

記

国庫補助希望額を（ ）書で記載してください

1 補助事業の実施状況

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	(千円) 補助金交付 実績額
都道府県補助金	—	—	—
うち国庫補助金	平成〇〇年〇〇月 〇〇日 〇,〇〇〇		(〇, 〇〇〇)

2 事業の実施状況（注3）

施設の設置場所	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇 ※有線共聴の場合は受信点。無線共聴の場合は受信点及びGF。 ケーブルテレビへの移行の場合には、現在の受信点を記載する。
工事施工業者名	〇〇〇〇株式会社

	※ケーブルテレビへの移行の場合、加入のための工事と施設の撤去を行う工事業者が異なる場合には、それぞれ記載してください。
着 工 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※ケーブルテレビへの移行の場合には、有線一般放送事業者による放送サービスの提供を受けるための工事を開始した日を記載してください。
完 了 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※ケーブルテレビへの移行の場合には、以下のケースに留意 ・補助事業において、施設を撤去した場合には、撤去に係る支払いが完了した日（加入はその前に終了していることが前提） ・補助事業において、ケーブルテレビへの加入のみを行った場合には、移行が完了し、有線一般放送事業者への支払いが完了した日

間接補助の場合の完了日は支払いが完了した日

(注3) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記載を省略することができる。

3 施設の利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定） 年 月 日
		市町村名	エリア内世帯数	
地上デジタル放送	〇〇〇共聴組合			
		〇〇町〇〇 〇〇町〇〇		平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※ケーブルテレビへの移行の場合には、有線一般放送事業者による放送サービスの提供が可能となる日を記載してください。

4 事業収支総括表

精算払希望額を（ ）書で記載してください

収			入		(円)
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額		
	平成〇〇年〇〇月〇 〇日 〇,〇〇〇,〇〇〇		(〇,〇〇〇)		
都道府県、市町村又は 一般社団法人等の負担額	予 算 額		実 績 額		

借入金		
事業者等の負担金		
自己資金		
その他() (注4)	0,000,000	0,000,000
小計	0,000,000	0,000,000
合計	0,000,000	0,000,000

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
施設・設備費	0,000,000	0,000,000
用地取得費・道路費		
合計	0,000,000	0,000,000

(注4) 財源の内容を記載する。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金〇千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
 (2) 当該施設等の完成写真

具体的な方法については「1
 実績報告書の作成について」
 を参照のこと。

ケーブルテレビへの移行の
 場合は不要。

間接補助の場合、自治体が共聴組合へ支払ったこと
 を証する書類の写しを添付してください。

ケーブルテレビへの移行の
 場合。

- (3) 産廃処理（又はリサイクル処理）する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の最終表（E票）の証明書等の写し

ただし、発行に時間を要するため、実績報告時に提出困難な場合は、（A票）の写しを添付し、（E票）については後日提出。）

2 額の確定と支払い

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(額の確定等)

第14条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第16号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。なお、国庫債務負担行為（財政法第15条第1項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。）に係る補助金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算（概算）払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第17号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを放送事業者、市町村、共聴組合、共聴施設の管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

総務省（各地方総合通信局）から「額の確定通知」により補助金額が通知されます。これを受けて市町村又はその連携主体では、交付要綱第15条第2項に定める「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書」（様式第17号）を、各地方総合通信局を通じて提出してください。

総務省では、提出された書類を確認させていただいた後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込みます。

記載例：精算（概算）払請求書

様式第17号（第15条第2項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印



平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第〇回概算払）を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注1） 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長 印 」

と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金〇〇, 〇〇〇千円也

2 内 訳

（国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合）

（千円）

経 費 区 分	交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還） 額①－②
施設・設備費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
用地取得費・道路費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
賃 借 費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
物 品 費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
労 務 費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
業務委託費				
諸 経 費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
合 計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇

（注） 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
施設・設備費	0,000	0,000	0,000	0,000
用地取得費・道路費	0,000	0,000	0,000	0,000
賃 借 費	0,000	0,000	0,000	0,000
物 品 費	0,000	0,000	0,000	0,000
労 務 費	0,000	0,000	0,000	0,000
業務委託費				
諸 経 費	0,000	0,000	0,000	0,000
合 計	0,000	0,000	0,000	0,000

3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第18号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

市町村又は共聴組合では、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第17条の規定により「平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」(様式第18号)を総務省(各地方総合通信局)に提出をお願いします。

総務省では、この報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとします。特別会計で運営するなど課税対象の市町村は報告書の提出が必要となるので注意してください。

※事業主体が共聴組合の場合、消費税が控除できる場合(消費税法第9条第4項)もあるため、確認をお願いします。

記載例：消費税の額の確定に伴う報告書

様式第18号（第17条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿（注1）

市町村長（注2）
総務 太郎 印

平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注1） 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」
と記載すること。

記

1 補助金額（交付要綱第14条による額の確定額）	〇,〇〇〇,〇〇〇円
2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	〇,〇〇〇,〇〇〇円
3 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	〇,〇〇〇,〇〇〇円
4 補助金返還相当額（3－2）	〇,〇〇〇,〇〇〇円

（注3） 別紙として積算の内訳を添付すること。

4 補助金事業の経理等

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(補助事業の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 前項に掲げる補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

(1) 補助金事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにしていただき、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(2) 補助事業で整備した物品の管理

各物品には、必ず「平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等補助金事業」等の表示(適宜のラベルを機器に直接貼付)を行い、整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるよう、お願いします。(財産管理台帳の類を作成しておくことが望ましいと考えています。)

5 財産処分

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

(間接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、対策事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8条、第10条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

(2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者は、受信機器購入等対策事業費補助事業を行う法人を通じてチューナーの設置又は受信アンテナの設置若しくは改良を行うこと。

(5) 辺地共聴施設整備事業、デジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、個別受信難視聴対策事業又は受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがあること

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項(2)により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第19条の2 補助事業者は、対策事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第20条 第19条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第19号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成20年5月30日

1 交付の申請について

交付要綱第6条第1項の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

2 財産の処分制限期間について

(1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

(2) 交付要綱第19条の2第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

3 交付対象施設等について

(1) 交付要綱別表の各項の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

(2) 交付要綱別表の1及び2の(1)の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

(3) 携帯電話等エリア整備事業及びデジタルテレビ中継局整備事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む市町村において事業を行うものに限る。

① 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）

② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）

③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。)

- ④ 半島(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。)
 - ⑤ 山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。)
 - ⑥ 特定農山村(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)
 - ⑦ 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。)
- (4) デジタルテレビ中継局整備事業の場合は、平成13年度以降の合併により前項各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、平成22年度までに限り、これを前項各号に掲げる地域を含む市町村とみなす。

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
 - ① 以下の要件を満たす財産処分である場合
 - ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)、社会体育施設(体育館等)、文化施設(美術館等)、児童福祉施設(児童館等)老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人(NPO)拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
 - イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。
 - ② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
 - ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業(以下「対策事業」という。)により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - エ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合
 - オ 対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合
 - カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合
 - キ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、

当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設・設備を追加する場合

ク 対策事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備に、デジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備を追加又は交換する場合

- ③ 対策事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成20年12月24日総務省告示第714号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合
- (3) 交付要綱第20条の2の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

5 その他

- (1) 交付要綱に定める様式第1号から様式第19号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。
- (2) 平成11年8月6日以前に行われた電気通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業で、地下鉄、地下街、地下駐車場又はトンネルにおいて、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な移動通信用施設及び設備を設置する事業であって、公益法人が行ったものに限る。）及び平成22年3月31日以前に行われた電波遮へい対策事業（地下街等において、地上系による超短波放送又は地上デジタルテレビ放送をする無線局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な放送用再放送施設及び設備を設置する事業に限る。）により整備された施設の財産処分の承認についても、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の規定を準用する。
- (3) 携帯電話等エリア整備事業により他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を賃借する場合において、賃借期間中に同等以上のサービスを利用できることが判明し、そのサービスを利用した方が適切と判断される場合には、契約又は賃借費の変更を行うことができる。その結果差額が生じた場合には、当該差額の一部を国に納付しなければならない。

別紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設

- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 1 から 18 までに掲げるものに類する施設・設備

補助事業により整備した設備を処分する際には、総務大臣の承認が必要となりますが、次のいずれかに該当する場合には承認は必要ありません。

○整備した財産の取得価格が50万円未満のもので、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要がないと認められるもの。

○整備した財産の処分制限期間が総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表に定める処分制限期間を経過した場合

また、処分の際（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき）には総務省（各地方総合通信局）へのご相談をお願いいたします。

◎補助事業により整備された財産と処分制限期間について（総務省所管補助金等交付規則 別表）

- 鉄塔及び鉄柱
 - ・円筒空中線式のもの 30年
 - ・その他のもの 40年
- 鉄筋コンクリート柱 42年
- アンテナ 10年
- 接地線及び放送用配線 10年
- 放送業用設備 6年

記載例：財産処分承認申請（届出）書

様式第19号（第19条、第19条の2、第20条、第20条の2関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印



申請
届出書

平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認

平成〇〇年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいの申請します。
で、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

記

- 1 処分の内容
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
目的外利用
- 2 処分の理由
補助金により構築した鉄柱に衛星アンテナを設置するため。
- 3 取得財産の概要
 - (1) 施設の名称 〇〇〇〇共聴
 - (2) 施設設置者（事業主体）の名称 〇〇テレビ共同視聴組合
 - (3) 施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
 - (4) 事業費
 - ア 国庫補助金 〇,〇〇〇千円
 - イ 一般社団法人等負担金 ー
 - ウ 放送事業者負担金 ー
 - エ 都道府県負担金 ー
 - オ 市町村負担金 〇,〇〇〇千円
 - カ 共聴組合負担金 〇〇千円
 - キ その他法人等負担金 ー

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方（注2）

—

(2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

鉄柱

(3) 処分の期間（注2）

処分制限期間まで

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。）

無償

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日（注2）

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。

—

6 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

第V章 申請書等に関するお問い合わせについて

補助金に関する申請書その他関係法律に係る申請、届出等につきましては、お近くの各地方総合通信局にご相談の上、提出をお願いします。

1 提出先について

		補助金等に係る 予算の適正化に 関する法律	有線電気通 信法 注1	放送法 注2	電波法 注3
		補助金交付申請 書その他補助金 関係書類	有線電気通 信設備設置 届その他関 係書類	放送法による一 般放送業務の登 録、業務開始届そ の他関係書類	無線局免許申 請書その他関 係書類
北海道総合 通信局	放送課	—	—	—	△
	有線放送課	◎	○	○	—
	電気通信事 業課	—	△	—	—
東北総合通 信局	放送課	—	—	—	△
	有線放送課	◎	○	○	—
	電気通信事 業課	—	△	—	—
関東総合通 信局	放送課	—	—	—	△
	有線放送課	◎	○	○	—
信越総合通 信局	放送課	◎	○	○	△
	電気通信事 業課	—	△	—	—
北陸総合通 信局	放送課	◎	◎	○	△
東海総合通 信局	放送課	△	—	—	△
	有線放送課	○	○	○	—
	電気通信事 業課	—	△	—	—
近畿総合通 信局	放送課	—	—	—	△
	有線放送課	◎	○	○	—
	電気通信事 業課	—	△	—	—
中国総合通 信局	放送課	△	△	—	△
	有線放送課	○	○	○	—
四国総合通 信局	放送課	◎	○	○	△
	電気通信事 業課	—	△	—	—
九州総合通 信局	放送課	◎	—	—	△
	有線放送課	—	○	○	—
	電気通信事 業課	—	△	—	—
沖縄総合通 信事務所	情報通信課	◎	◎	○	△

◎：有線共聴施設及び無線共聴施設、○：有線共聴施設、△：無線共聴施設

注1 有線共聴施設については、引込端子数が500以下。無線共聴施設については、端子数にかかわらず、対象となります。(有線共聴施設であって、引込端子数が51～500のものは、届出に当たって特例様式を使用することができます。)

注2 有線共聴施設であり、かつ、引込端子数が501以上のものが対象となります。

注3 無線共聴施設が対象となります。

2 各総合通信局の連絡先について

総務省北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido//		
有線共聴	情報通信部 有線放送課	011-709-2311
無線共聴		(内線) 4671、4673、4675

総務省東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/		
有線共聴	放送部 有線放送課	022-221-0705
無線共聴		

総務省関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/		
有線共聴	放送部 有線放送課	03-6238-1727
無線共聴	放送部 放送課	03-6238-1706

総務省信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/		
有線共聴	情報通信部 放送課	026-234-9930
無線共聴		

総務省北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/		
有線共聴	情報通信部 放送課	076-233-4490
無線共聴		

総務省東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館 www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/		
有線共聴	放送部 有線放送課	052-971-9134
無線共聴		

総務省近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館 www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/		
---	--	--

有線共聴	放送部 有線放送課	06-6942-8571
無線共聴		

総務省中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/		
有線共聴	放送部 有線放送課	082-222-3350
無線共聴	放送部 放送課	082-222-3396

総務省四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町 8-5 www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/		
有線共聴	情報通信部 放送課	089-936-5039
無線共聴		

総務省九州総合通信局 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/		
有線共聴	放送部 有線放送課	096-326-7876
無線共聴	放送部 放送課	096-326-7861

総務省沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市東町 26-29 (4階) www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/		
有線共聴	情報通信課	098-865-2307
無線共聴		

第Ⅵ章 共聴施設整備事業Q & A

— 目次 —

I 事業の趣旨、定義	
I-1 本事業で対象とする共聴施設とは何か。	104
I-2 実施主体が自治体、共聴組合以外である場合、補助対象となるか。	105
II 共聴施設の補助対象地域、事業主体、対象設備	
II-1 本事業の対象となる共聴施設	
II-1-1 補助対象地域には条件不利地域の限定があるのか。	105
II-1-2 既存の辺地共聴施設のデジタル化対応において、デジタル難視地域を一体的に整備する場合の補助率はどのようになるか。	105
II-1-3 デジタル難視地域の対策として共聴施設を整備することとなった場合、アナログ放送を受信する設備を併せて整備して良いか。	105
II-1-4 有線共聴施設の改修(新設)の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(6倍未満)の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(5分の6)に相当する額とされているのはなぜか。	105
III 本事業の補助対象となる設備/按分/工事手法/諸費用の範囲	
III-1 補助対象設備	
III-1-1 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、公民館や事業所、集合住宅に接続されているものも含むのか。	106
III-1-2 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、1の家屋に複数の引込線が引き込まれている場合はどのように計上するのか。	106
III-1-3 既存のアナログ共聴施設で地上デジタルテレビ放送を受信するための設備を整備する際に、地上アナログテレビ放送部分と共用する部分について按分の考え方は。	106
III-1-4 複数の共聴施設が受信点を共用している場合の補助対象範囲・按分の考え方は。	107
III-1-5 今後の拡張性のための改修は認められるのか。	107
III-1-6 受信点が山の中で、周辺の木々の成長により地上デジタルテレビ放送が受信できなくなることを想定した設備投資は補助対象となるのか。	107
III-1-7 撤去費用は認められるのか。	107
III-1-8 共聴施設にデジタル→アナログ変換した信号を流したいが、補助対象となるか。	107
III-2 区域外波の同時再放送設備に対する補助対象の条件	
III-2-1 有線共聴施設において、区域外波を再放送することは可能か。	107
III-2-2 無線共聴施設において、区域外波を再放送することは可能か。	108
III-3 本事業の事業規模に対する基本的考え方	
III-3-1 交付要綱上、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり50万円を下限とすることとされているが、複数の案件をまとめて1本で申請することは可能か。	108
III-4 受益者負担の考え方	
III-4-1 有線共聴施設の受益者負担は、1世帯当たり3万5千円と聞いているが必ず視聴者	108

から徴収しなくてはならないのか。

Ⅲ-5 地方財政措置(補助裏)

- Ⅲ-5-1 平成23年度の特別な地方財政措置、いわゆる補助裏に対する支援如何。 108
- Ⅲ-5-2 有線共聴施設における受益者負担の1世帯当たり3万5千円について自治体が負担する場合、その分を含めた地方債の起債を行うことが可能か。 109

Ⅳ 申請手続き・事業実施・工事手法

Ⅳ-1 デジタル放送波受信可能時期

- Ⅳ-1-1 整備時に当該共聴施設が地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であることが必要か。 109

Ⅳ-2 申請手続き

- Ⅳ-2-1 事業主体が共聴組合である場合、実際の交付申請のスキームはどのようになるのか。 109

Ⅴ ケーブルテレビへの移行

- V-1 平成22年度において、ケーブルテレビへの移行によりデジタル化対応を行う場合を支援の対象として追加した主旨は何か。 109
- V-2 実施主体が市町村又は共聴組合の場合が補助対象となるのか。 109
- V-3 現在、辺地共聴施設で放送を視聴しているが、デジタル放送では個別受信が可能となる場合には、ケーブルテレビ移行の支援は対象となるか。 110
- V-4 本事業において、有線放送設備への置換は、移行する有線放送設備において、自主放送の有無及び営利・非営利は問わないとの理解でよいか。 110
- V-5 本事業を利用するためには、共聴施設のすべての加入者がケーブルテレビへ移行することが条件となるのか。 110
- V-6 一の組合内において、施設の改修支援とケーブルテレビへの移行支援を加入者が希望する場合、それぞれを支援することは可能か。 110
- V-7 国庫補助額が50万円に満たない場合でも、複数の共聴組合をとりまとめ一括して市町村が交付申請すれば補助対象として認めることは可能か。 110
- V-8 ケーブルテレビに移行する際、補助対象として宅内工事費は認められるか。 110
- V-9 本事業における事業の着手、完了はどの時点となるのか。 110

I 事業の趣旨、定義

I-1 本事業で対象とする共聴施設とは何か。

(答)

放送局から遠隔の地であることや地形的要因により発生する地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置されている共聴施設を、デジタル放送対応に改修又は置換するもの。ただし、地上デジタル放送を直接受信できることとなる場合には補助対象とはならない。

また、地上アナログテレビ放送を直接受信している地域であって、地形的要因等で地上デジタル放送を直接受信できなくなる地域(デジタル難視地域)において、地上デジタル放送を受信するために共聴施設を整備するものが本事業の対象となる。

なお、この場合、「地上デジタル放送難視地区対策計画」において対策手法が共聴新設と明記されている(予定を含む。)地区であることが条件となることに留意が必要。

I-2 実施主体が自治体、共聴組合以外である場合、補助対象となるか。

(答)

本事業は、山間部等地理的要因によって地上デジタルテレビ放送が良好に受信できない地域の方々は、直接受信する方々に比較してテレビ視聴に要する費用負担(個人負担)が過大になることから、費用負担の公平を図るため、市町村や共聴組合に対して支援することとしているもの。

この主旨に照らして、共聴組合とは、地上テレビジョン放送の難視聴解消を目的として設置される施設の運営・管理者であって、地域住民により組織された非営利の団体であることを前提としている。

したがって、自治体又は共聴組合のいずれにも該当しない者は、本事業の補助を受けることはできない。

II 共聴施設の補助対象地域、事業主体、対象設備

II-1 本事業の対象となる共聴施設

II-1-1 補助対象地域には条件不利地域の限定があるのか。

(答)

有線共聴施設・無線共聴施設とも条件不利地域の条件はない。

II-1-2 既存の辺地共聴施設のデジタル化対応において、デジタル難視地域を一体的に整備する場合の補助率はどのようになるか。

(答)

辺地共聴施設改修整備事業として位置付けられ、補助率は2分の1が適用される。

II-1-3 デジタル難視地域の対策として共聴施設を整備することとなった場合、アナログ放送を受信する設備を併せて整備して良いか？

(答)

共聴施設新設整備事業は、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする共聴施設の整備に補助するものであり、直接受信が可能なアナログテレビ放送を受信するために整備するものは補助対象とはならない。

II-1-4 有線共聴施設の改修(新設)の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(6倍未満)の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(5分の6)に相当する額とされているのはなぜか

(答)

質問に係る規定は、実際の改修事業等における負担割合を強制する規定ではなく、補助対象経費の算出のための考え方であり、主旨は次のとおり。

本補助事業は、モデルケースとして、改修の場合の国:自治体:住民の負担比率を2:1:1と想定している。また、一般受信者との負担の均衡を図る観点から、世帯当たり3.5万円(事業費の大小にかかわらず定額)の負担を前提としている。

世帯当たりの事業費が14万円未満の場合にも、世帯当たり3.5万円の負担を前提とし、残りの部分について、国:自治体の負担比率である2:1を適用するもの(補助対象経費という仮想の費用を算出している)

なお、新設の場合の国:自治体:住民の負担比率は、4:1:1を想定している。

Ⅲ 本事業の補助対象となる設備/按分/工事手法/諸費用の範囲

Ⅲ-1 補助対象設備

Ⅲ-1-1 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、公民館や事業所、集合住宅に接続されているものも含むのか。

(答)

公民館は、管理者が常駐している場合など特別な場合を除き、計上しないこととする。

事業所は、居住実態はなくても、従業員等による反復利用があると考えられるので、対象に含むこととする。

集合住宅は、引込線の数をもって計上することとする。

なお、集合住宅内部の伝送路等のデジタル化改修は補助対象とはならない。

Ⅲ-1-2 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、1の家屋に複数の引込線が引き込まれている場合はどのように計上するのか。

(答)

加入世帯の事情によらないで、ネットワーク側の事情により複数の引き込み線を整備せざるを得なかった場合など特段の理由がある場合を除き、すべての引込線を計上することとする。

Ⅲ-1-3 既存のアナログ共聴施設で地上デジタルテレビ放送を受信するための設備を整備する際に、地上アナログテレビ放送部分と共用する部分について按分の考え方は。

(答)

本事業は、難視聴地域における住民が地上デジタルテレビ放送を享受できるように、地上デジタルテレビ放送の確実かつ円滑な移行を図ることを目的のひとつとして導入されているところ。

地上デジタル放送の享受のためには、最低限必要不可欠な設備(放送対象地域の区域内波の全部又は一部のチャンネル視聴用)を設置することが必須であり、その必須の費用を本事業の補助対象とするもの。

この観点から、地上デジタルテレビ放送の視聴を整備することにより、必然として従前の地上アナログテレビ放送用の共聴施設の変更を余儀なくする場合(施設の調整・取替の必然性があるものをいう。)と変更を来さない場合(地上アナログテレビ放送用設備と地上デジタルテレビ放送用設備がそれぞれ独立して存在している場合をいう。)があるが、前者についてはすべて必須の費用として補助対象とし、アナログテレビ放送用との按分は求めない。後者については、地上デジタルテレビ放送用設備のみが補助対象となり、按分する形態ではない。

<参考>

無線共聴施設では、共聴組合員は既存の地上アナログテレビ放送を既設の有線共聴施設でVHFに周波数変換したものを視聴(VHFで視聴)している。一方、ギャップファイラーでは新たに設置した地上デジタルテレビ放送用のアンテナとヘッドエンドで受信し地上デジタルテレビ放送をそのままUHFで同時再放送することにより、共聴組合員は受信アンテナで直接受信することになるため、共用はあり得ないと認識。

(組合員のうち、地上アナログテレビ所有者は有線で視聴し、地上デジタルテレビ購入者は受信アンテナへ移行。地上アナログテレビ放送終了時には有線共聴施設を撤去)

有線共聴施設の場合もヘッドエンドはアナログのヘッドエンドにデジタルのヘッドエンドを追加することになるので補助対象はデジタルヘッドエンドであり按分は不要。

Ⅲ-1-4 複数の共聴施設が受信点を共用している場合の補助対象範囲・按分の考え方は。

(答)

複数の共聴施設で受信点を共用する場合は、実体的に一事業として同時にデジタル改修を行うことが想定されるが、共聴組合が合併しない限り、申請書は共聴施設毎に別々に扱うこととなる。

このため、複数の共聴施設において受信点等を共同所有する場合は、共聴施設ごとの所有権の持分で按分し、それぞれの共聴施設の事業費及び補助対象経費を算出すること。

なお、他の共聴施設が所有する受信点に繋ぎ込みを行って信号供給を受けている施設の場合は、信号供給を受けているところからがその施設の財産の範囲となるので按分は不可。

Ⅲ-1-5 今後の拡張性のための改修は認められるのか。

(答)

認められない。

本事業は既設共聴施設の地上デジタルテレビ放送への移行準備の対応に必須となる改修及び置換並びに新設が対象であり、これに必要な整備に限られる。

Ⅲ-1-6 受信点が山の中で、周辺の木々の成長により地上デジタルテレビ放送が受信できなくなることを想定した設備投資は補助対象となるのか？

(答)

補助対象とはならない。

Ⅲ-1-7 撤去費用は認められるのか。

(答)

撤去費用のうち対象となるのは、既存の設備等を撤去しなければデジタル化改修のための機器等を設置できない場合など、デジタル化改修工事を実施するために直接必要とするものに限る。

なお、デジタル化改修のために幹線を張り替える必要が生じた場合であって、住民の視聴環境維持のために一時的に二重の回線とならざるを得ない場合の撤去費用についても対象とする。

Ⅲ-1-8 共聴施設にデジタルーアナログ変換した信号を流したいが、補助対象となるか

(答)

デジタルアナログ変換した信号を流すことは、再放送同意の問題がない範囲において実施可能であるが、現時点では、当該設備は補助対象とはならない。

なお、共聴施設改修に当たっては、デジタル化対応を優先されたい。

Ⅲ-2 区域外波の同時再放送設備に対する補助対象の条件

Ⅲ-2-1 有線共聴施設において、区域外波を再放送することは可能か。

(答)

地上アナログテレビ放送時の受信実態を踏まえ、区域外波であることのみをもって補助対象から除外することはしない。

つまり、既設有線共聴施設において地上アナログテレビ放送時に区域外波を受信していた実態がある場合には、区域外波を再放送する地上デジタルテレビ放送用機器についても補助対象となる。ただし、多数受信している民放局のすべてを再放送するために、通常想定される範囲を超えて大規模な改修が必要となるなどの場合には、民放の系列を考慮して絞り込みを要請する場合がある。

なお、51端子以上の施設においては、再放送同意書の提出が必要であり、再放送同意書がとれなければ区域外再放送はできない。

Ⅲ-2-2 無線共聴施設において、区域外波を再放送することは可能か。

(答)

無線共聴施設による再放送については、無線共聴施設は放送局であることから、放送普及基本計画に定める放送対象地域の放送に限定され、区域外波を再放送することはできない。

Ⅲ-3 本事業の事業規模に対する基本的考え方

Ⅲ-3-1 交付要綱上、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり50万円を下限とすることとされているが、複数の案件をまとめて1本で申請することは可能か。

(答)

一の市町村の複数の案件をまとめて交付申請すること、複数の市町村の複数の案件を連携主体として交付申請することのいずれも可能。

「連携主体」: 補助金に係る事務処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村

Ⅲ-4 受益者負担の考え方

Ⅲ-4-1 有線共聴施設の受益者負担は、1世帯当たり3万5千円と聞いているが必ず視聴者から徴収しなくてはならないのか。

(答)

有線共聴施設における1世帯当たりの受益者負担の3万5千円は、国の補助額を算出するために用いるものであり、実際に視聴者から1世帯当たり3万5千円を徴収するか否かは補助金等交付要綱では、特段制限を設けていない。

したがって、国の補助額以外の部分については、地元の状況に応じて柔軟に対応することが可能である。

例えば、補助裏の全額について自治体が負担すること、反対に補助裏の全額について視聴者が負担すること、いずれも国の補助金等交付要綱の制限はない。ただし、自治体が負担する部分に過疎対策事業債等を適用しようとする場合には、当該財政措置の基準に留意しなければならない(問Ⅲ-5-2 参照。)

Ⅲ-5 地方財政措置(補助裏)

Ⅲ-5-1 平成23年度の特別な地方財政措置、いわゆる補助裏に対する支援如何。

(答)

平成23年度についても引き続き、市町村負担に対して過疎対策事業債、辺地対策事業債及び地域活性化事業債が認められている。

また、過疎対策事業債、辺地対策事業債及び地域活性化事業債を充当しない市町村又は都道府県が負担する経費については、その3割(加入世帯が20世帯以下の事業にあつては5割)が特別交付税措置の対象とされている。

なお、ケーブルテレビへの移行については、地方財政措置は講じられていないので留意されたい。

Ⅲ-5-2 有線共聴施設における受益者負担の1世帯当たり3万5千円について自治体が負担する場合、その分を含めた地方債の起債を行うことが可能か。

(答)

不可能。有線共聴施設の場合における補助裏の地方債の起債に当たっては、受益者負担となる1世帯3万5千円を控除した部分に限定される。

IV 申請手続き・事業実施・工事手法

IV-1 デジタル放送波受信可能時期

IV-1-1 整備時に当該共聴施設が地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であることが必要か。

(答)

整備を行う当該年度に地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であり、少なくとも整備時(工事実施の際の実測時)に地上デジタルテレビ放送を受信できる共聴施設であることが必要。

IV-2 申請手続き

IV-2-1 事業主体が共聴組合である場合、実際の交付申請のスキームはどのようになるのか。

(答)

本事業による補助は、市町村経由の間接補助である。

したがって、財政支援を希望する共聴組合は、今後、市町村が策定する交付要綱に基づき交付申請を行うこととなる。

なお、市町村は、共聴組合からの交付申請を踏まえ、(国の交付要綱に基づき)国に交付申請を行うこととなる。

V ケーブルテレビへの移行

V-1 平成22年度において、ケーブルテレビへの移行によりデジタル化対応を行う場合を支援の対象として追加した主旨は何か。

(答)

施設の改修によらず、ケーブルテレビへ加入することにより、デジタル化対応が完了することも、早期デジタル化移行に向け非常に有効な手段と成り得るもの。

これまで、デジタル放送を視聴する基本的な手段である施設改修について、施設の改修よりもケーブルテレビへの移行が安価となる場合には支援の対象として追加することにより、辺地共聴施設における加入者のデジタル化対応を促進しようというものである。

なお、ケーブルテレビへの移行に伴い、不要となる施設の撤去に要する費用についても支援することとしているが、既にデジタル化が完了している施設において残置されている施設を撤去するものは対象とならないので留意されたい。

V-2 実施主体が市町村又は共聴組合の場合が補助対象となるのか。

(答)

交付要綱のとおり、市町村又は共聴組合が本事業の補助対象となる。

なお、ケーブルテレビへの加入及び施設の撤去に係る工事の契約は、加入者分を取りまとめた上で、市町村又は共聴組合の名義により行われることが基本と考えている。

V-3 現在、辺地共聴施設で放送を視聴しているが、デジタル放送では個別受信が可能となる場合には、ケーブルテレビ移行の支援は対象となるか。

(答)

ケーブルテレビ移行の支援は、あくまでも施設改修の一形態として捉えており、施設改修における補助と同様、全世帯が視聴可能となる場合は補助対象外となる。

V-4 本事業において、有線放送設備への置換は、移行する有線放送設備において、自主放送の有無及び営利・非営利は問わないとの理解でよいか。

(答)

自主放送の実施の有無、営利又は非営利であるかは問わない。

なお、本事業におけるケーブルテレビへの移行は、役務契約(ケーブルテレビサービスを受ける場合)により地上デジタル放送の視聴が可能となるものを対象としている。

V-5 本事業を利用するためには、共聴施設のすべての加入者がケーブルテレビへ移行することが条件となるのか。

(答)

共聴施設のすべての加入者がケーブルテレビに移行することまで求めるものではないが、当該施設のすべての加入者がデジタル放送の視聴が可能となり、既設の共聴施設が撤去できる状況となった場合が、補助利用の条件となる。

なお、補助事業において、施設を撤去することまでを条件としているものではなく、場合により時期をずらして対応することは可能である。

ただし、時期をずらして施設撤去を行うことにより、ケーブルテレビの加入年度と同一年度に撤去が完了しないものは補助対象外となる。

V-6 一の組合内において、施設の改修支援とケーブルテレビへの移行支援を加入者が希望する場合、それぞれを支援することは可能か。

(答)

本事業は、既存の施設を活用しないことを前提としていることから、一の組合においてデジタル化対応の手法が、改修とケーブルテレビへの移行に分かれる場合には補助の対象とはしない。

V-7 国庫補助額が50万円に満たない場合でも、複数の共聴組合をとりまとめ一括して市町村が交付申請すれば補助対象として認めることは可能か。

(答)

共聴施設整備における考え方と同様であり、補助対象として認める。

V-8 ケーブルテレビに移行する際、補助対象として宅内工事費は認められるか。

(答)

宅内工事費については補助対象外とする。

V-9 本事業における事業の着手、完了はどの時点となるのか。

(答)

事業の着手は、総務省の交付決定通知日以降とし、ケーブルテレビの加入、施設の撤去工事に関する契約の締結に当たっては、事前着手となることのないよう留意が必要。

また、事業の完了は、すべての加入者がケーブルテレビへの移行(一部個別受信の場合には個別受信へ移行)を完了し、補助事業で不要となる施設の撤去が終了(補助事業に含めていない場合は除く。)後、間接補助金の場合にあつては、市町村から共聴組合への支払いが完了した日が事業が完了した日となる。

特に、ケーブルテレビ施設を現在整備中の地域においては、ケーブルテレビのサービス開始時期が4月となる場合が多いため、本事業を利用してケーブルテレビに加入する予定としている場合には、施設の撤去まで含め、事業が年度内に完了することを確認した上で交付申請を行う必要がある。

〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇市（町・村）告示第〇〇号

（趣旨）

第1条 この要綱は、市（町・村）が総務省の無線システム普及支援事業費等補助金事業のうち辺地共聴施設整備事業（民間法人等を経由した補助事業により整備するものを含む。以下「整備事業」という。）により共聴施設の整備を行う共聴組合に対して、当該整備に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 辺地共聴施設改修整備事業 地上アナログテレビ放送を行う放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修する又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う地上基幹放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換する若しくは有線放送設備への置換により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの。
- (2) 辺地共聴施設新設整備事業 地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域となる場合であって、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するものをいう。
- (3) 辺地共聴施設整備事業 辺地共聴施設改修整備事業及び辺地共聴施設新設整備事業をいう。

（交付額）

第3条 市長（町長・村長）は、予算の範囲内において、一定程度の補助金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第4条 共聴組合は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を市長（町長・村長）が別に定める日までに市長（町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 共聴組合は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付申請額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 市長（町長・村長）は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付するべきものと認め、かつ、総務大臣からの無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書により通知を受けた場合（民間法人等を経由した補助事業に係る交付決定通知書により通知を受けた場合を含む。）には、速やかに共聴組合に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 市長（町長・村長）は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

- 3 市長（町長・村長）は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 市長（町長・村長）は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付決定通知を受けた共聴組合は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 共聴組合は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第7条 共聴組合は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した別記様式第4号による変更承認申請書を市長（町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、共聴組合の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合
- 2 共聴組合は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した別記様式第5号による申請書を市長（町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第8条 共聴組合は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を市長（町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 共聴組合は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長（町長・村長）から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 共聴組合は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請が市町村経由で行われた共聴組合にあっては、15日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末）のいずれか早い日までに、別記様式第8号による報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。

- 2 共聴組合は、補助事業が完了せずに市（町・村）の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月1日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請が市町

村経由で行われた共聴組合にあっては、交付決定に係る会計年度の3月1日)までに前項に準ずる報告書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

- 3 共聴組合は、第1項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長(町長・村長)は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、共聴組合に対して、別記様式第9号による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 市長(町長・村長)は、共聴組合に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長(町長・村長)は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 共聴組合は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による補助金精算(概算)払請求書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長(町長・村長)は、第7条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の決定の内容(第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 共聴組合が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長(町長・村長)の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 共聴組合が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 共聴組合が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長(町長・村長)は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 市長(町長・村長)は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 共聴組合は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号の報告書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

- 2 市長(町長・村長)は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第11条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第15条 共聴組合は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第16条 共聴組合は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による承認申請書を市長(町長・村長)に提出し、市長(町長・村長)の承認を受けなければならない(市長(町長・村長)が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

- 2 市長(町長・村長)は、共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市(町・村)に納付させることがある。
- 3 共聴組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

第17条 前条第1項の規定による財産処分に関する市長(町長・村長)の承認については、市長(町長・村長)が別に定める基準に該当する取得財産の処分(取得価格が単価50万円以上のものに限る。)であって共聴組合が別記様式第12号による報告書を市長(町長・村長)に提出した場合は市長(町長・村長)の承認があったものとみなす。ただし、同項の報告書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(書類の提出)

第18条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、市長(町長・村長)に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長(町長・村長)が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内容
(1) 施設・設備費	<p>ア 無線通信又は放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 辺地共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの (イ) 有線放送設備を利用するための契約料 <p>エ ケーブルテレビ移行に伴い、辺地共聴施設を撤去するための経費</p> <p>オ 附帯工事費</p>
(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額（注） 金 ， 千円
（注）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額
- 3 補助事業の概要
 別紙1
- 4 添付資料
 - (1) 対策事業に要する経費の見積書
 - (2) 共聴組合の規約及び構成員名簿
 - (3) 工事概要書
別紙2

別紙 1

補助事業の概要

共聴組合名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

補助金申請額 事業費 × 補助率		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・ 道路費	
	合計	

備考

別紙 2

工事概要書

〇〇テレビ共同視聴組合
 組合長 〇〇 〇〇 印

1 設置場所 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

2 建設用地

- (1) 敷地面積 m²
- (2) 海拔高 m
- (3) 敷地の所有関係
 - 購入
 - 借地 県、市有地、その他（具体的に）
 - 既所有 主な借地条件（借地料、借地期間等）
- (4) 用地周辺の状況 平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
- (5) 開発規制の状況 地目
開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

- (1) 建物の構造等 造 階建
- (2) 建築面積 m²
- (3) 延べ床面積 m²
- (4) 鉄塔の構造等 型 高さ（地上高） m
- (5) ケーブルの長さ m
- (6) 中継増幅装置の数 台

4 実施計画

- (1) 着手（予定）年月日 年 月 日
- (2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日
- (3) 着工（予定）年月日 年 月 日
- (4) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始 (予定) 年 月 日

6 資金計画

(千円)

収 入		支 出	
財 源 内 訳		経 費 区 分	(事 業 費)
補 助 金	交付（予定）額	施設・設備費	
共聴組合の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	
	借 入 金		
	自 己 資 金		
	その他（ ） (注)		
	小 計		
合 計		合 計	

(注) 財源の内容を記載する。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 殿

市長（町長・村長） 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金については、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
申請書に記載されたとおりとする。
一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
施設・整備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

補助事業の概要

共聴組合名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

補助金交付決定額		事業費
事業費 × 補助率		
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・ 道路費	
	合計	

備考

別紙2

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。ただし、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を市長（町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、市長（町長・村長）から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請が市町村経由で行われたものにあつては、15日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末）のいずれか早い日までに、実績報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月1日（民間法人等を経由した補助事業であつて、事業に係る交付申請が市町村経由で行われたものにあつては、交付決定に係る会計年度の3月1日）までに前号に準ずる報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (9) 共聴組合が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長（町長・村長）の承認を受けなければならない（市長（町長・村長）が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市（町・村）に納付させることがある。
- (11) 共聴組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 共聴組合は、(9)により付した条件に基づき市長（町長・村長）が承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第12号による承認申請書を市長（町長・村長）に提出し、市長（町長・村長）の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第6条第2項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

〇〇市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業等補助事業を中止（廃止）したいので、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合 計			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第8条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第9条の規定により報告します。

記

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
合 計					

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
補助金			

2 事業の実施状況（注1）

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着 工 日	
完 了 日	

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定） 年 月 日
(注1)			

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記載を省略することができ

る。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
共聴組合の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
自 己 資 金			
その他 () (注2)			
小 計			
合 計			

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施 設 ・ 設 備 費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注2) 財源の内容を記載する。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 殿

市長（町長・村長） 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金の額を、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 ， 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交 付 確 定 額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市
（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、〇〇市
（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第12条第2項の
規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円也

2 内 訳
(精算払の場合)

経 費 区 分	交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

(注) 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

〇〇市（町・村） 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 1 1 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3 - 2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認申請届出書

平成〇〇年度において、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、〇〇市（町・村）無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第16条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。届出書

記

- 1 処分の内容
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設設置者（事業主体）の名称
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 補助金
 - (イ) 借入金
 - (ウ) 自己資金
 - (エ) その他（具体的に）
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方（注）
 - (2) 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）
 - (3) 処分の期間（注）

(4) 処分の条件 (注)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費 (維持管理費を含む。) 見込額を記載する。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日 (注)

(注) 取り壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。